阪南市都市計画マスタープラン

~阪南市の都市計画に関する基本的な方針~



令和 5 (2023) 年 3 月 阪 南 市

ごあいさつ

わが国では、人口減少・少子高齢化の急速な進行や 高度情報社会の進展により、社会・経済に様々な影響 を与えはじめる中、本市においても、これらの変化を 受けながら、地域社会の脆弱化、地域経済対策、子育 てや教育の充実、逼迫した財政などあらゆる課題山積 しており、私たちはこれらに対処し、未来に向けてま ちづくりを進めていかなければなりません。

市民の皆様には、社会経済情勢が変化していくなか においても、まちづくりに主体的にかかわりをもって



いただき、まちへの誇りと愛着を育み「住みたい」「帰ってきたい」と思えるようなまちづくりをともに進めてまいりたいと考え、昨年4月に今後12年間を見通した総合計画を策定しました。

この総合計画が掲げる将来都市像「共創による新しい価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」の実現に向け、新たな産業誘致や交流人口の拡大を踏まえた共創のまちづくりを促進するための都市基盤・生活基盤の整備が重要と考えております。

今後の基盤整備に当たっては、本マスタープランを指針として、各種施策の展開を図りながら、阪南らしいまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと存じますので、市民の皆様には、本プランに掲げるまちづくりの実現に向けて積極的な参画をいただくとともに、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プラン改定にあたり、ご尽力を賜りました阪南市都市計画審議 会委員の皆様、阪南市都市計画マスタープラン検討委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご 意見やご提言を賜りました市民、関係の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和5年3月

阪南市長 水 野 謙 二

第	1章	む 都市計画マスタープランの位置付け
	1.	都市計画マスタープランとは・・・・・・・・・・・・・・ 2
i	2.	計画改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3.	計画の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	4.	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2	2章	電 都市づくりの主要課題
•	1.	上位計画・関連計画等の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
:	2.	阪南市の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
	3.	市民意向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	4.	前計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
į	5.	社会情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(6.	都市づくりに向けた主要課題の整理・・・・・・・27
第:	3 章	電 都市づくりの将来目標
	1.	将来ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
i	2.	まちづくりの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・31
	3.	将来の人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
4	4.	将来の都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
第4	4章	5 全体構想
	1.	全体構想の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
2	2.	土地利用に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
	3.	都市施設に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
	3	3-1.すべての人が活動・移動しやすいまちづくりに向けた方針・・・・・・・ 39
	3	3-2.生活基盤が整った安心して暮らせるまちづくりに向けた方針・・・・・・・・42
4	4.	市街地開発に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
	4	- 1. 中心市街地の賑わいや市街地の活力を高めるまちづくりに向けた方針・・・・45
	4	2. 多世代間の交流が盛んな賑わいあるまちづくりに向けた方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4	3. 交通網を活かした産業が活性化するまちづくりに向けた方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
į	5.	都市防災、環境保全・活用に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
		5-1.災害に強い防災・減災のまちづくりに向けた方針・・・・・・・・・・・ 48
		5-2.阪南の豊かな自然を守り親しむまちづくりに向けた方針・・・・・・・・・・・・51
	5	5-3 阪南らしい文化や景観に愛着と誇りを感じるまちづくりに向けた方針・・・・52

第5章	地域別構想	
1. ‡	地域別構想の考え方・・・・・・・・・・・ 5o	6
2. ‡	地域別の方針 ······ 5'	7
2 -	-1.海辺地域・・・・・・・・・・・・・・5'	7
2 -	- 2.東部・内陸地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
2 -	- 3.西部・内陸地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 -	-4.山林地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第6章	実現に向けて	
1. ŧ	推進体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7/	2
2. 🖥	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7:	3

第1章 都市計画マスタープランの位置付け

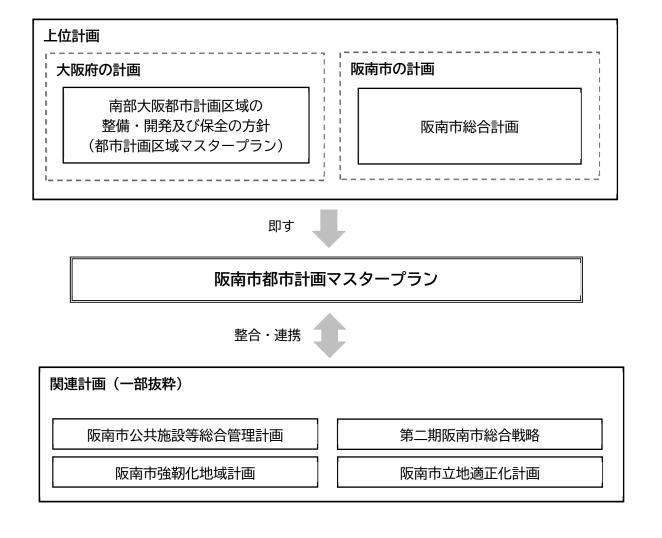
1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、市町村における策定が義務づけられています。

計画の策定にあたっては、都道府県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 や市町村が策定する「市町村総合計画(基本構想)」などといった上位計画に即すとともに、市町 村が独自に定める部門別計画との関係等にも留意し、市町村の定める具体の都市計画についての 体系的な指針となるよう、定める必要があります。

「市町村総合計画(基本構想)」が市政全般にわたる総合的な指針であるのに対し、「都市計画マスタープラン」は、土地利用や市街地整備、都市基盤整備(道路・公園・河川・下水道など)、自然環境保全、景観形成、都市防災・減災のまちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たすものです。

■ 阪南市都市計画マスタープランと上位計画・関連計画などの位置付け



2. 計画改定の背景

本市では、平成8 (1996) 年3月に「阪南市都市計画マスタープラン」を策定し、その後の社会情勢の変化や上位計画の改定などを踏まえ、平成24 (2012) 年3月に第1回目の改定を行っています。

第1回目の改定から約10年が経過し計画の目標年次を迎えたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大による働き方や生活様式の多様化、本格的な人口減少社会の到来、大規模災害の多発化や頻発化に伴う災害リスクの増大など、本市を取り巻く状況は、さらなる変化が生じています。

また、令和 4 (2022) 年 3 月には、「阪南市総合計画」の見直しを行い、大阪府においても令和 2 (2020) 年 10 月に「南部大阪都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の見直しが行われています。

以上を踏まえ、社会情勢のさらなる変化への対応、上位計画の見直し及び関連計画の策定など との整合を図り、新たなまちづくりに向けた計画的な都市づくりを推進していくため、第 2 回目 の「阪南市都市計画マスタープラン」の改定を行います。

■ 計画改定の背景

阪南市総合計画などの 上位計画の見直し

南部大阪都市計画区域マスタープランの改定

本格的な人口減少社会 の到来





「阪南市都市計画マスタープラン」の改定

3. 計画の役割

本計画の役割は以下のとおりです。

<阪南市が都市づくりを推進していくための指針>

都市づくりを計画的に行うためには、土地利用の規制・誘導や、主要な都市基盤の整備、市街 地開発事業などの都市計画を適切に推進していくことが必要であり、そのために必要な事項を指 針として定めるのが「都市計画マスタープラン」です。

市町村が実施する都市計画は、「都市計画マスタープラン」に即して実施する必要があり、都市計画を中心とする今後の都市づくりの指針となります。

<市民・事業者などとともに協働のまちづくりを推進するための指針>

良好なまちづくりを実現していくためには、市民・事業者・行政との協働によるまちづくり活動の実践が重要であり、将来ビジョンや方向性を共有するための指針となります。

4. 計画の概要

本計画の対象区域、目標年次、構成は以下のとおりです。

4-1. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市の都市計画区域(行政区域全域)とします。

4-2. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、概ね10年後の令和14(2032)年度とします。

4-3. 計画の構成

本計画は、以下の6章で構成します。

第1章 都市計画マスタープランの位置付け

- 1. 都市計画マスタープランとは
- 2. 計画改定の背景
- 3. 計画の役割
- 4. 計画の概要

第2章 都市づくりの主要課題

- 1. 上位計画・関連計画等の整理
- 2. 阪南市の概況
- 3. 市民意向
- 4. 前計画の評価
- 5. 社会情勢の変化
- 6. 都市づくりに向けた主要課題の整理

第3章 都市づくりの将来目標

- 1. 将来ビジョン
- 2. まちづくりの方針
- 3. 将来の人口
- 4. 将来の都市構造

第4章 全体構想

- 1. 全体構想の考え方
- 2. 土地利用に関する方針
- 3. 都市施設に関する方針
- 4. 市街地開発に関する方針
- 5. 都市防災、環境保全・活用に関する方針

第5章 地域別構想

- 1. 地域別構想の考え方
- 2. 地域別の方針

第6章 実現に向けて

- 1. 推進体制の構築
- 2. 計画の進行管理

第2章 都市づくりの主要課題

1. 上位計画・関連計画等の整理

① 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン)(令和2(2020)年10月策定)

「南部大阪都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」は、一体の都市として総合的に整備、開発、保全すべき区域として定められた都市計画区域を対象として、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めるものです。

都市づくりに向けた基本目標・方向性・視点は、それぞれ以下のとおり掲げられています。

■ 大阪の都市づくりの基本目標

- 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
- 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
- 多様な魅力と風格ある大阪の創造

■ 大阪の都市づくりの方向性

- 大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化
- 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造
- 災害に強い都市の構築
- 産業・暮らしを支える都市環境の整備
- 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
- 地域資源を生かした質の高い都市づくり

■ 大阪の都市づくりの視点

- 大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進
- 多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

② 阪南市総合計画(令和4(2022)年3月策定)

「阪南市総合計画」は、本市のまちづくりの方向性を示す羅針盤として、都市計画や防災、 交通などのすべての計画の基本となる最上位計画です。

基本構想として、将来のビジョンや将来の都市像、重点基本方針、基本目標などが定められています。

■ 将来のビジョン・都市像・重点基本方針

3つの重点基本方針

将来のビジョン

ONE ACTION

~時代の 】歩先をゆくまち~

将来の都市像

『共創による新しい地域価値が創造され、 誰もが輝ける舞台都市・阪南』

人がつながり、地域がつながる共創のまち 施策横断的に展開し、 子どもが地域で育ち・支え合うまち 将来ビジョンの実現に 向け、取り組みます。 自分らしく、生涯活躍できるまち 基本 基本 基本 基本 基本 基本 目標 目標 目標 目標 目標 目標 安全に、 持続可能な発展を支える 誰もが、 にぎわいと交流を促し 人と地域がつながり、多様な価値観と 人生10年時代を迎え、 成果を地域で活かして輝けるまちエ00年時代を迎え、誰もが学んだ 自然環境と調和した未来のまち 健やかにいきいきと 安心して暮らせる 住み続けたいと思えるまち にぎわいによる共創のまち 行政経営のまち 暮らせるまち

③ 阪南市立地適正化計画(平成30(2018)年8月策定)

「阪南市立地適正化計画」は、人口減少や少子高齢化が進む昨今において、都市機能や居住の誘導により持続可能なまちづくりを推進するための計画です。

阪南市立地適正化計画は本計画の一部とみなされることから、コンパクトシティの実現を めざす都市構造の考え方や都市機能や居住の誘導方針等について、特に整合を図る必要があ ります。

■ テーマ

歩いて暮らし、多世代が交流するコンパクトシティの実現 ~地域毎に特徴のある機能の立地を適正化し、人と都市機能とがつながり (ネットワーク)を持つことで、人口が減少しても支え合えるまちをめざす~

■ 基本方針

○ 都市機能の誘導

- ・周辺市町との連携・役割分担や、既存施設との整合を図りつつ、本市の都市活動を支える主要な商業・医療・介護・文化教育施設等のうち、規模の大きなものは、本市の中心となる尾崎駅周辺が役割を担うことをめざします。
- ・子育て世代や高齢者が魅力を感じ、人が交流する機能の誘導をめざします。

○ 居住の誘導

- ・歩いて暮らせる居住環境づくりと、集まって暮らすメリットが享受できることをめざします。
- ・公共交通でのアクセス性が確保され、過度に車に依存しないで暮らすことができる、利便性 のよい住環境づくりを図ります。
- ・水害や土砂災害等を考慮した安全な地域への居住誘導に配慮します。

○ 公共交通ネットワークの確保

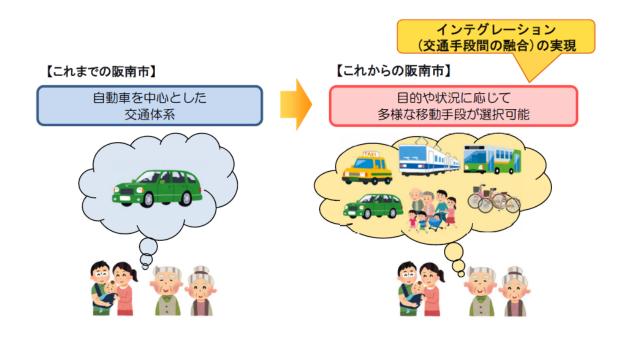
- ・高齢者が出かけやすい仕組みづくりと、利用しやすい公共交通を、市民とともに考えていき ます。
- ・公共交通(電車・バス・タクシー等)と私的交通(自家用車・自転車等)それぞれの多様なモ ビリティが選択できることで、乗り換え等によって、必然的に歩き、健康増進にもつながる まちづくりを推進します。

④ 阪南市公共交通基本計画(平成30(2018)年3月策定)

「阪南市公共交通基本計画」は、阪南市立地適正化計画との連携により将来にわたって持続可能な公共交通のあり方を示す計画であり、「公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現」を基本理念とに掲げています。

■ 基本理念

公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現 ~多様な移動手段が選択できる便利な暮らしが持続できるまちをめざして~



2. 阪南市の概況

① 位置と地勢

本市は大阪府の南部に位置し、大阪市の中心部から約45km、和歌山市の中心部からは約10kmの距離にあります。

東は泉南市に、西は岬町に、南は和泉山脈を境として和歌山県に接し、北は大阪湾に面しています。

東西約 8km、南北約 6km、面積約 36.17 kmの市域を 有し、泉南地域で最小面積の市です。

地勢的には、市域の約60%が和泉山脈の山林となっており、古くからの市街地が和泉山脈から流れ出る河川がつくった平野部に広がり、大阪近郊として高度経済成長期に開発された住宅地が和泉山脈裾野の丘陵部に広がっています。

瀬戸内式気候の地域に属し、雨量は少なく、冬は温暖であり、自然災害が少なく暮らしやすいまちです。

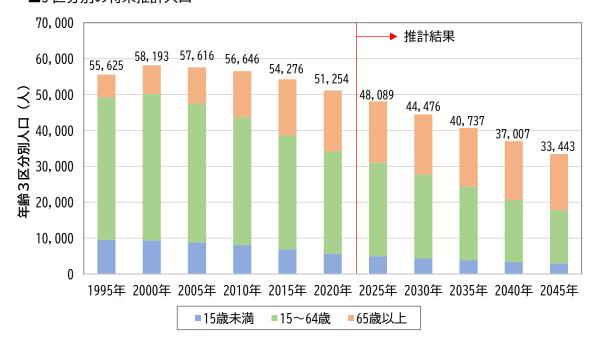
■阪南市の位置



② 人口

本市の令和 2 (2020) 年の人口は 51,254 人となっており、近年は減少傾向となっています。 国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)が公表している「日本の地域別将来推計 人口(平成 30 年推計)」をみると、令和 27 (2045) 年には、本市の総人口が 33,443 人まで減 少するとともに、少子高齢化のさらなる進展が予測されています。

■3 区分別の将来推計人口



出典:現況値は国勢調査、推計値は日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)

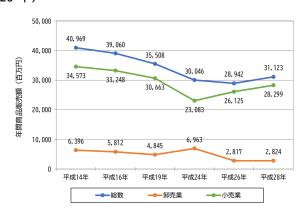
③ 産業

本市の商業について、年間商品販売額の推移は近年横ばい傾向となっていますが、人口一人当たりの年間商品販売額を周辺市町や大阪府平均と比較すると、低い水準となっています。 工業について、製造品出荷額等の推移は近年増加していますが、人口一人当たりの製造品 出荷額等の推移を周辺市町と比較すると、商業と同様に低い水準となっています。

農業について、農家数及び耕地面積ともに減少傾向となっています。

■年間商品販売額の推移

(H28年)



■人口一人当たり年間商品販売額の比較



出典:商業統計調査、経済センサス

■製造品出荷額等の推移

(H30年)

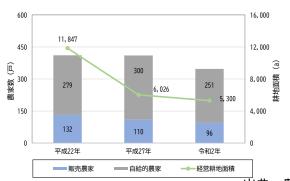


■人口一人当たり製造品出荷額等の比較



※ 従業者 3 人以下の事業所は除く 出典:工業統計調査、経済センサス

■農家数及び耕地面積の推移



__出典:農林業センサス

④ 交通

鉄道では、南海電鉄と JR 西日本が、道路では、府道和歌山阪南線(府道 752 号)や第二阪和国道、阪和自動車道が、大阪と和歌山を結ぶ動脈として走っているなど、広域交通基盤が繋がっており、30 分圏内の関西国際空港をはじめ、通勤や日常生活での他の地域との交通条件にも恵まれています。

鉄道の駅は、市内に5つあるものの、全駅の乗降客数(1日平均)は、概ね減少傾向にあります。

■各鉄道駅の1日平均乗降客数の推移



※ JR は乗降客数を乗車人員×2 で算出

出典:大阪府統計書

⑤ 土地利用

土地利用について、中心市街地である尾崎駅周辺は、市役所・病院等の公共施設や商業・ 業務施設等が一定集積していますが、近年は店舗の閉鎖など、商業機能の低下がみられます。

大阪市の中心部から約 45km、和歌山市の中心部から約 10km の距離に位置することから、昭和 40 年代以降住宅団地開発が進展し、阪南スカイタウンの住宅開発が進められ、一定の居住空間が広がったまちとなっています。

平野部と丘陵部に居住空間が広がり、その周辺に海山などの自然が近接しており、身近に 豊かな自然環境が感じられるような土地利用の構成となっています。

■ 土地利用状況(地目別面積比率の推移)

名称	平成22	年度 ①	令和2年度 ②		増減 2-1	
石 柳	市街化区域	調整区域	市街化区域	調整区域	市街化区域	調整区域
道路・鉄軌道敷	0.732%	0.454%	0.733%	0.453%	0.001%	-0.001%
田・休耕地	3.678%	7.619%	3. 475%	7. 531%	-0.203%	-0.088%
畑	0.039%	0.064%	0.034%	0.064%	-0.005%	0.000%
原野・牧野	0.319%	0.660%	0.319%	0.660%	0.000%	0.000%
公園・緑地	1.734%	0.499%	1. 734%	0.499%	0.000%	0.000%
山林	1.529%	53.282%	1.502%	53.283%	-0.027%	0.001%
社寺敷地、公開庭園	0.081%	0.198%	0.065%	0.198%	-0.016%	0.000%
水面	0.621%	1.461%	0.621%	1.461%	0.000%	0.000%
公共施設	0.206%	0.016%	0.191%	0.016%	-0.015%	0.000%
官公署	0.223%	0.042%	0.218%	0.042%	-0.005%	0.000%
一般市街地	16.410%	0.476%	16.888%	0.557%	0.478%	0.081%
商業業務地	0.853%	0.129%	0.843%	0.129%	-0.010%	0.000%
その他空地	3.123%	0.911%	2.827%	0.842%	-0.296%	-0.069%
集落地	0.628%	0.090%	0.628%	0.090%	0.000%	0.000%
学校	1.518%	0.082%	1.518%	0.082%	0.000%	0.000%
運動場・遊園地	0.109%	0.165%	0.109%	0.165%	0.000%	0.000%
墓地	0.073%	0.705%	0.073%	0.705%	0.000%	0.000%
工業地	0.492%	0.273%	0.662%	0.273%	0.170%	0.000%
低湿地・荒蕪地	0.124%	0.386%	0.124%	0.386%	0.000%	0.000%

⑥ 都市計画

市域全域が都市計画区域に指定され、そのうち33%が市街化区域に指定されており、平成12年以降は大きな変更はなされていません。

用途地域は、住居専用地域が56.3%(そのうち低層系は33.1%)、住居複合地域(第1種・第2種住居地域)が32.6%と住居系が多く、近隣商業地域は2.9%、準工業地域は8.2%と少なくなっています。

都市計画道路は、計画決定延長 25,360m のうち、改良済延長(暫定供用含む)は 24,110m と、令和 4 年時点での整備率は 95.1%となっています。

公園・緑地は、平成 23 (2011) 年以降、大きな進捗はなく、一人あたりの都市公園等の面積が 9.748 ㎡/人となっています。

公共下水道の整備状況は、令和 4(2022) 年 3 月末で整備済人口 27,944 人、普及率 53.8% となっています。

■ 区域区分経過(R4.3 時点)

	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	都市計画区域 (ha)	備考
当初決定	502	1, 102	1,604	旧南海町
当初决定	246	1, 793	2,039	旧東鳥取町
合併(S48.3.19)	748	2, 895	3, 643	
第1回見直し(S51.8.4)	936	2, 707	3, 643	
随時見直し(S58.10.19)	957	2, 686	3, 643	
第2回見直し(S61.10.24)	976	2,667	3, 643	
第2回保留フレーム解除(S63.3.30)	1, 147	2, 503	3, 650	
第3回見直し(H5.2.1)	1, 158	2, 447	3, 605	
第4回見直し(H12.11.7)	1, 189	2, 421	3, 610	
第5回見直し(H18.3.17)	1, 188	2, 422	3, 610	
第6回見直し(H23.3.29)	1, 194	2, 416	3,610	
面積見直し(H28.3.30)	1, 194	2, 423	3, 617	

■ 区域区分及び用途地域の指定状況(R4.3 時点)

区域区分及び用途地域	面積(ha)	構成比(%)
市街化区域	1, 194	100.0
第一種低層住居専用地域	390	32.7
第二種低層住居専用地域	5.3	0.4
第一種中高層住居専用地域	255	21.4
第二種中高層住居専用地域	22	1.8
第一種住居地域	240	20.1
第二種住居地域	149	12.5
近隣商業地域	35	2.9
準工業地域	98	8.2
市街化調整区域	2, 423	_
合計	3,617	_

■ 高度地区の指定状況(R4.3 時点) ■ 防火・準防火地域の指定状況(R4.3 時点)

高度地区	面積(ha)
第一種高度地区	395
第二種高度地区	277
第三種高度地区	389
合計	1,061

防火・準防	火地域	面積	(ha)
準防火地域			15

■ 地区計画の指定状況(R4.3 時点)

名称	位置	面積(ha)	決定年月日
阪南丘陵地区	桃の木台地内	170.7	H7. 10. 16
鳥取中地区	鳥取中地内	12.5	H11.8.11
阪南カレッジタウン地区	箱作地内	30.0	H12.11.7
南山中地区	南山中、淡輪地内	2.6	H23.3.29
黒田地区	黒田地内	5.5	R4. 2. 7

■ 都市計画道路の整備状況(R4.3 時点)

路線名	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)	改良済延長 (m)
第二阪和国道	7,550	180	7,550
東鳥取南海線	2,240	2,240	2,240
国道26号線	6,860	6,590	6,590
石田自然田線	1,390	1,290	1,290
貝掛丘陵線	1,720	730	1,720
箱作駅前線	1,830	1,830	1,830
南山中丘陵線	1,070	1,070	1,070
丘陵西線	1,730	850	850
丘陵東線	970	970	970
合計	25,360	15,750	24, 110

※ 改良済延長:道路用地が計画幅員のとおり、一般の通行の用に供している延長。 (暫定延長含む)

■ 都市計画公園・緑地等の整備状況 (R4.3 時点)

種別	箇所数 (所)	計画決定面積 (ha)	供用面積 (㎡)
都市計画公園	21	11.74	117, 353
都市計画緑地	3	46.10	440,977
その他都市公園	7		193, 178
その他緑地	2		126,940
合計	33	57.84	878, 448

一人あたり 都市公園等面積 (都市全域)	9.748 ㎡/人
一人あたり 都市公園等面積 (DID区域)	0.961 ㎡/人

■ 下水道の整備状況(R4.3 末時点)

名称	区分	都市計画 決定面積(ha)	認可面積(ha)	整備済 面積(ha)
南大阪湾岸南部流域	汚水	1, 191	676(下水道法) 669(都市計画法)	559
関連公共下水道	雨水	1, 191	275(下水道法) 269(都市計画法)	269

区分	行政区域内 人口(人)	現在実処理 人口(人)	普及率(%)
汚水	51,943	27, 944	53. 8

■ 市街地整備事業の状況 (R4.3 時点)

名称	区域面積 (ha)	決定年月日	摘要
阪南丘陵新住宅市街地開発事業	約 170.7	\$63.3.30	

■ 土地区画整理事業の状況(R4.3 時点)

名称	施行主体	施行区域面積 (ha)	決定年月日	摘要
鳥取土地区画整理事業	個人(共同)	約 39.2	S51.8.4	事業完了
自然田土地区画整理事業	個人(共同)	約 20.8	\$58.10.19	事業完了
鳥取中土地区画整理事業	個人(共同)	約 12.5	S61.10.24	
箱作土地区画整理事業	組合	約 13.2	H5. 2. 1	事業完了

⑦ 地域資源

山中渓の桜、箱作海水浴場、漁業や農業、地酒造り等の地場産業、歴史的なまちなみ(尾崎地区、山中渓)など、豊かな自然や多彩な歴史・文化等の地域資源を有していますが、全市域に分散しており、ネットワークが形成されていません。

<主な地域資源>

○自然

- ・せんなん里海公園: ぴちぴちビーチ、夕日鑑賞、ビーチバレー、海水浴場、ヒトモトス スキ
- ・阪南スカイタウン:前山緑地、展望緑地、飯ノ峯川緑道
- ・阪南トレッキングコース:銀の峰ハイキングコース、俎石山コース
- ・山中渓地区:桜並木(山中渓さくら祭り、あじさい、ホタル観賞、わんぱく王国)
- ・鳥取池(鳥取池緑地桜の園)
- ・男里川河口:自然干潟、ハマゴウ
- ・自然居士のいちょう

○歴史文化

- ・歴史街道:熊野(紀州)街道、浜街道、信長街道、井関越街道
- ・秋祭り: やぐらの宮入り、やぐらパレード
- ・名所旧跡:波太神社、さくら地蔵、山中渓のまちなみ、成子家住宅 など

○地域特産

- ·食品:地酒(吟醸酒、酒造見学)
- ・農産物:水ナス、玉ねぎ、黒毛和牛
- ・海産物:ノリ、ワカメ、しゃこエビ、タコ、舌平目、いかなご(いかなごのくぎ煮)、牡蠣 など
- ・郷土料理:押し寿司、じゃここうこ
- ・その他:破魔矢、村雨 など

3. 市民意向

■ 調査概要

調 査 名: 阪南市次期総合戦略にかかる住民意識調査

調査対象: 市内在住の16歳以上の市民

調査期間: 令和元年 11 月 16 日(水)~11 月 30 日(土)

調査方法: 郵送配布、郵送回答もしくは web 回答

配布数: 2,000通

回 収率: 29.4% (586通)

① 定住意向及び理由

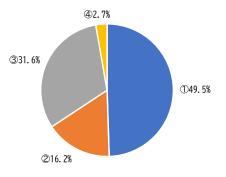
定住意向は 49.5%と、転出意向の 16.2%を大きく上回っています。

これからも住んでいたい理由は、本市の特徴である「自然環境が良い」の割合が高く、「生活環境が良い(騒音等がない)」、「日常の買い物に便利」の順に高くなっています。

市外に移りたい理由は、「通勤・通学に不便」の割合が高くなっており、「日常の買い物に 不便」、「雇用・やりがいのある仕事がない」の順に高くなっています。

■ 今後の定住意向

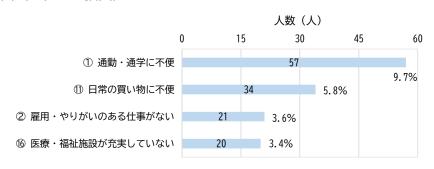
	人数(人)	比率(%)
① これからも住みたい	290	49.5
② できれば他の市区町村に移りたい (移る計画がある)	95	16.2
③ 考えていない、どちらともいえない	185	31.6
④ 無回答	16	2.7
全体	586	100.0



■ 定住理由(上位のみ抽出)



■ 転出理由(上位のみ抽出)

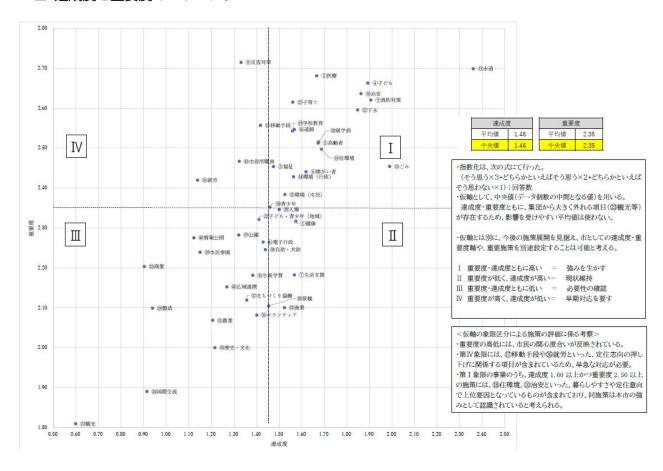


② 施策の達成度と重要度

重要度が高い施策としては、「⑧災害対策」や「⑪水道」、「②医療」、「④子ども」等の安全・安心に係る項目となっており、満足度が低い施策としては、「②観光」や「⑤商業」、「②製造」 等の産業に係る項目となっています。

重要度が高い施策に関しては、相対的に満足度も高くなっていますが、「⑧災害対策」は重要度が最も高いものの、満足度が平均を下回っています。

■ 達成度と重要度のマッピング



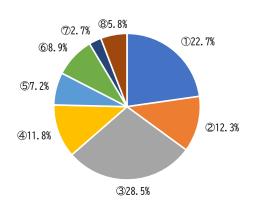
③ 産業の活性化

産業の活性化の方向性としては、「外部からの企業誘致」の割合が最も高く、次いで「地域 の商工業の活性化」となっています。

企業誘致の進め方としては、「企業誘致は必要であるが、税金などの優遇は不要」の割合が 最も高くなっていますが、「税金などを優遇してでも、活性化のために推進すべき」の割合も 高くなっています。

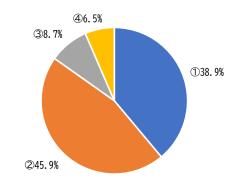
■ 産業活性化の方向

	人数(人)	比率(%)
① 地域の商工業の活性化	133	22.7
② 新たな産業の創造・育成	72	12.3
③ 外部からの企業誘致	167	28.5
④ 農産ブランドの確立や農家の担い手 育成などの農業振興	69	11.8
⑤ 水産物の流通拡大や担い手育成など の漁業振興	42	7.2
⑥ 観光資源の掘り起こしやPRなどの 観光振興	52	8.9
⑦ その他	16	2.7
⑧ 無回答	34	5.8
全体	585	100.0



■ 企業誘致の進め方

	人数(人)	比率(%)
① 税金などを優遇してでも、活性化の ために推進すべき	228	38.9
② 企業誘致は必要であるが、税金など の優遇は不要	269	45.9
③ 必要ない	51	8.7
④ 無回答	38	6.5
全体	586	100.0

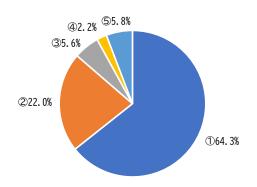


④ 中心市街地の方向性

中心市街地の方向性としては、「住宅や病院、日常の買い物や生涯学習の場など、住むための機能が集積した場所」の割合が突出して高くなっています。

■ 中心市街地の方向性

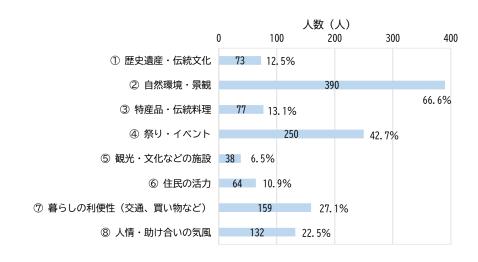
	人数(人)	比率(%)
① 住宅や病院、日常の買い物や生涯学 習の場など、住むための機能が集積し た場所	377	64.3
② 大型ショッピングモールやショッピ ングビルなど、商業機能が集積した場 所	129	22.0
③ 観光客向け施設や宿泊施設などを備えた、来訪者との交流の場所	33	5.6
④ その他	13	2.2
⑤ 無回答	34	5.8
全体	586	100.0



⑤ 阪南市の地域資源・強み

本市の地域資源・強みとしては、「自然環境・景観」の割合も高く、次いで「祭り・イベント」となっています。

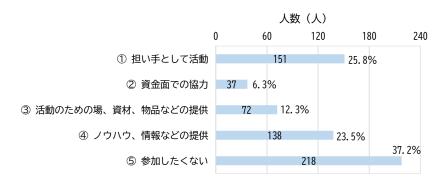
■ 阪南市の地域資源・強み(複数回答)



⑥ 協働のまちづくり

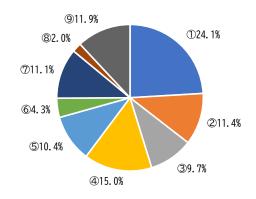
協働のまちづくりへの参加意向としては、「参加したくない」の割合が最も高くなっていますが、「担い手としての活動」や「ノウハウ、情報などの提供」の割合も比較的高くなっており、行政に期待する役割としては、「地域づくりのキーマンとなる人材発掘・育成」の割合が最も高くなっています。

■ 協働のまちづくりへの参加意向(複数回答)



■ 行政に期待する役割

	人数(人)	比率(%)
① 地域づくりのキーマンとなる人材発掘・育成	141	24. 1
② 地域づくりの活動の担い手の拡大	67	11.4
③ 地域づくりのためのノウハウ・情報 の提供	57	9.7
④ 地域づくりのための資金支援	88	15.0
⑤ 地域の人材・組織が交流する機会・ 場の提供	61	10.4
⑥ 啓発活動	25	4.3
⑦ 多様な市民活動の機会・場の創出・ 提供	65	11.1
⑧ その他	12	2.0
⑨ 無回答	70	11.9
全体	586	100.0



4. 前計画の評価

前マスタープランにおける「第4章都市づくりの方針(全体構想)」に位置付けた施策について、令和3(2021)年時点における進捗状況の評価を行います。

方針毎では、『阪南らしい文化に愛着と誇りを感じ、魅力ある景観を育てるまちづくり』、 『中心市街地の賑わいや市街地の活力を高めるまちづくり』、『すべての人が活動・移動しや すいまちづくり』について、検討中の施策の割合が高くなっています。

具体的には、「市街地内のみどり空間の保全と充実」や「中心市街地の活性化」、「計画的な新市街地形成の誘導」、「公共交通を利用しやすい環境づくり」、「歩行環境の充実」等において検討中の施策の割合が高くなっています。

■ 方針毎の各施策の進捗状況

方針	施策数	実施済	実施中	検討中	廃止
自然と共生する、防災・減災のまちづくり	24		21	3	
安心して暮らせる生活基盤のあるまちづくり	8		5	2	1
身近な公園などにコミュニティが	6		3	3	
あふれるまちづくり					
阪南の豊かな自然を守り親しむ	18	_	17	1	_
交流さかんなまちづくり					
阪南らしい文化に愛着と誇りを感じ、	20	1	10	9	
魅力ある景観を育てるまちづくり					
中心市街地の賑わいや市街地の活力を	15	_	8	7	
高めるまちづくり					
すべての人が活動・移動しやすいまちづくり	20	5	4	11	
合計	111	6	68	36	1

5. 社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化社会の進展

我が国の人口は、戦後から増加が続いていましたが、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じています。特に、15 歳未満の年少人口及び 15~65 歳未満の生産年齢人口が減少する一方で、65 歳以上の老年人口の増加が続いており、人口減少・少子高齢化社会の進展が顕著となっています。

医療・福祉サービス、商店、教育サービス、防災体制など、生活サービスの維持には、一定の人口規模とアクセスのための公共交通基盤が必要であることから、人口減少・少子高齢化社会の進展により、特に地方部において、日常生活を営むために必要な生活サービスの存続、ひいては地域の存続自体が困難となることが懸念されています。

(2) 持続可能な社会の実現

平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて、平成 13 (2001) 年に策定された MDGs (ミレニアム開発目標) の後継として、持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である SDGs (持続可能な開発目標) が採択されました。

SDGs は、社会福祉や教育、公衆衛生、平等、環境、ビジネス、都市計画、経済、エネルギー等の面で、人々の生活の行動指針となる 17 のゴールと 169 のターゲットから構成される世界共通の目標であり、我が国においても誰一人として取り残さない社会の実現をめざし取組が進められています。

(3) 働き方や生活様式等の多様化

我が国では、生活水準の向上やインターネット・スマートフォンの普及、グローバル化等 を背景とした働き方や生活様式等の多様化が進展しています。

また、令和元(2019)年末に発生し世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は未だ収束の兆しをみせておらず、この影響により今後も一層の多様化が進展していくと予想されており、多様化する働き方や生活様式等を支援・促進する社会への変革が求められています。

(4) 高度情報化社会の到来

近年、ICT や IoT、人工知能(AI)等の新技術の発展がもたらす未来の社会像として、国の第5期科学技術基本計画において Society5.0 が提唱されています。

Society5.0 とは、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を指すもので、ロボットや自動走行車等の技術により、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差等の課題を克服することも期待されています。

(5) 地球温暖化の進行

地球温暖化対策は世界全体にとって重要な課題であり、我が国を含む多くの国において、 コロナ禍により経済が打撃を受けたことを契機として、そこからの経済復興における地球温 暖化対策を経済成長のカギとするグリーン・リカバリー方針を掲げています。

また、近年の災害の激甚化・頻発化は地球温暖化による気候変動の要因となっていると考えられるため、防災・減災の観点からも地球温暖化対策が必要となっています。

(6)健康社会の実現

人口減少・少子高齢化社会が進展する昨今において、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現するための支援が求められています。

この健康社会の実現に向けて、住民が健康で元気に幸せに暮らせる都市モデルであるスマートウェルネスシティ構想が推進されており、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに向けた取組等が全国各地で進められています。

(7) 災害リスクの増大

我が国は災害が起きやすい国土であり、常に災害リスクに直面してきました。特に近年においては、豪雨災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震の発生リスクも切迫しています。

このような災害の激甚化・頻発化あるいは切迫に対し、防災・減災機能や国民の安全・安心な社会経済活動の基盤となるインフラの老朽化や、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化、災害リスク地域への人口集中、高齢単身者世帯の増加による防災力の低下など、防災・減災に係る課題が新たに顕在化しています。

6. 都市づくりに向けた主要課題の整理

都市づくりに向けた主要課題の整理にあたり、ここまでの整理結果をまとめます。

① 上位計画・関連計画等のまとめ

- ・「阪南市総合計画」では、「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・ 阪南」を将来都市像として掲げています。
- ・「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に基づき、「災害に強い都市の構築」、「地域資源 を活かした質の高い都市づくり」等を都市づくりの方向性として進めていく必要がありま す。
- ・「阪南市立地適正化計画」及び「阪南市公共交通基本計画」に基づき、都市機能・居住の誘導、公共交通ネットワークの確保によるコンパクトシティの実現をめざす必要があります。

② 阪南市の概況のまとめ

- ・人口減少・少子高齢化がさらなる進展を見せており、その傾向が続くと予測されます。
- ・商業の年間商品販売額や工業の製造品出荷額等は、近年は横ばい傾向や若干の増加傾向と なっていますが、周辺市町と比較すると低い水準となっています。
- ・土地利用や都市施設に関する都市計画の状況に大きな変化はなく、都市基盤整備が進められています。

③ 市民意向のまとめ

- ・定住意向が若干減少していますが、定住理由である「自然環境が良い」や、転出理由である「通勤・通学に不便」という傾向には変化はありません。
- ・重要度が高い施策として、「⑧災害対策」の満足度が低くなっています。
- ・産業の活性化として、「税金などを優遇してでも、活性化のために推進すべき」の割合が増加しています。

④ 前計画の評価のまとめ

- ・「市街地内のみどり空間の保全と充実」といった、まちなかの緑化推進等に係る施策、「中 心市街地の活性化」や「計画的な新市街地形成の誘導」といった、産業振興による賑わい の創出等に係る施策が検討中となっています。
- ・「公共交通を利用しやすい環境づくり」や「歩行環境の充実」といった、交通ネットワーク の整備等に係る施策が検討中となっています。

⑤ 社会経済情勢の変化のまとめ

- ・人口減少社会、少子高齢化社会への対応が引き続き喫緊の課題となっています。
- ・これまでの環境変化に加えて、SDGs (持続可能な開発目標)やコロナ禍を契機とした働き 方や生活様式の変化、高度情報化社会の到来といった、新たな環境変化に対応したまちづ くりが必要となっています。

整理結果のまとめを踏まえ、都市づくりに向けた主要課題を以下のとおりに設定します。

都市づくりに向けた主要課題

安心して暮らせる生活環境づくり

- ・必要に応じた都市基盤の整備を進めるとともに計画的な維持管理による生活環境づくりを行い、将来にわたり定住促進を有効に進めていくことが重要です。
- ・誰もが便利に移動しやすい環境を整えるため、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向 けた取組が重要です。
- ・全ての人が暮らしやすい環境の充実のため、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応、 ノーマライゼーションの推進が重要です。

中心市街地の賑わいづくり

・中心市街地である尾崎駅周辺における都市機能の維持を図るとともに、歩いて暮らせるウォーカブルなまちづくりに向けた整備を推進するなど、中心市街地の魅力や賑わいの強化を効果的に進め、活性化につなげていくことが重要です。

産業活性化への取組強化

- ・物流基盤となる第二阪和国道など地域幹線道路を活かし、沿道及びその周辺地域において、 進出企業に対応できる土地利用の誘導を推進し、実効性ある企業誘致、産業立地について検 討する取組が重要です。
- ・既存産業資源や豊かな自然環境を活かした観光振興などによる賑わい増進が重要です。

防災・減災対策の充実

・自然災害が頻発化、大規模化、激甚化する昨今において、都市における防災・減災の取組は 喫緊の課題であり、想定被害を踏まえたハード・ソフト両面からの対策強化が重要です。

自然環境や地域資源の保全・活用

- ・海、山、川、里などといった自然環境や、歴史文化、漁港、農地、食材、景観などといった地域資源の保全を図り、本市の魅力を次の世代に継承する取組が重要です。
- ・また、豊かな自然環境や多彩な地域資源を活かした生活環境の魅力強化、ライフスタイルの 提案など、阪南らしいイメージの確立とまちへの愛着を高めていく取組が重要です。

共創の取組の活性化

・長期的な社会課題に加えて新たな環境変化に対応したまちづくりを進めるため、地域に住ま う人々が未来に向かって 1 歩を踏み出し地域の課題解決を図っていく、共創による取組の推 進が重要です。 第3章 都市づくりの将来目標

1. 将来ビジョン

本市では、上位計画である「阪南市総合計画」において、以下の将来都市像が掲げられています。

共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南

市民が主体的に地域に関わり、かつ関係機関・団体と連携して、地域を動かしていくためには地域経営という視点が必要です。地域経営の主体は地域に住む市民であり、その地域の市民、企業・団体、行政それぞれが、「わがごと」として、「オープン」に「双方向」で課題に取り組むことが重要です。

その上で、多様な連携を進め、それぞれの主体(個人を含む)が、それぞれの目的の実現 に向け、自発的に未来を切り開いていくためには、協働のまちづくりに共創の概念を取り入 れ、活躍できる将来のまちの姿を描くことが大切です。

そこで、それぞれの主体がゆるやかにつながり、市民の一人ひとりが個性と能力を活かし、 新しい価値を創造していく新たな「共創」の考え方を導入した『舞台』として、また活躍の 場として、様々な人に選んでもらえる都市をめざし、その実現に向けて多様な市民活動を支 えていきます。

阪南市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向け、都市計画分野における将来ビジョンを以下 のとおりに設定します。

■ 都市計画マスタープランにおける将来ビジョン

共創の舞台を支える 安全・安心に、快適に、魅力的に 暮らし続けることができるまち 阪南

阪南市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けては、新たな産業誘致や交流人口の拡大 を踏まえ、多様な主体が一体となって新しい価値を見出すことができる共創のまちづくりを 促進するための都市基盤・生活基盤整備が重要です。

そこで、都市計画分野の基本的な方向性を示す本計画においては、都市のインフラ整備や 防災・減災対策等の推進等により安全・安心に、公共交通の利便性向上や地域内での交流・ 支え合いにより快適に、中心市街地の賑わいの創出や豊かな地域資源・自然環境等を活かし 魅力的に、誰もが感じながら暮らし続けることができるまちをめざします。

2. まちづくりの方針

都市計画分野の将来ビジョンを踏まえ、前章で整理したまちづくりの主要課題の解決に向けたまちづくりの方針を以下のとおりに設定します。

○ 生活基盤が整った安心して暮らせるまちづくり

道路や公園、上下水道等のインフラの整備により、生活基盤が整った誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

○ すべての人が活動・移動しやすいまちづくり

道路の段差解消や公共交通の利便性を確保するなど、すべての人が活動・移動しやすいまちをめざします。

○ 中心市街地の賑わいや市街地の活力を高めるまちづくり

中心市街地における都市機能の集積や空き家等の既存ストックの有効活用等を図り、活力あふれるまちをめざします。

○ 多世代間の交流が盛んな賑わいあるまちづくり

多様な世代が気軽に集い・交流することができる場を創出し、地域の支え合いの中で楽 しんで暮らすことができるまちをめざします。

○ 交通網を活かし産業が活性化するまちづくり

広域交通網の利便性を活かした新たな産業の誘致や地域産業の活性化により、活力と賑わいあるまちをめざします。

○ 災害に強い防災・減災のまちづくり

ハード面だけでなくソフト面からも防災・減災対策に取り組み、災害に強い安全・安心 なまちをめざします。

○ 阪南の豊かな自然を守り親しむまちづくり

山や海、河川、田園といった阪南の豊かな自然を保全・活用し、自然環境と調和した魅力あるまちをめざします。

○ 阪南らしい文化や景観に愛着と誇りを感じるまちづくり

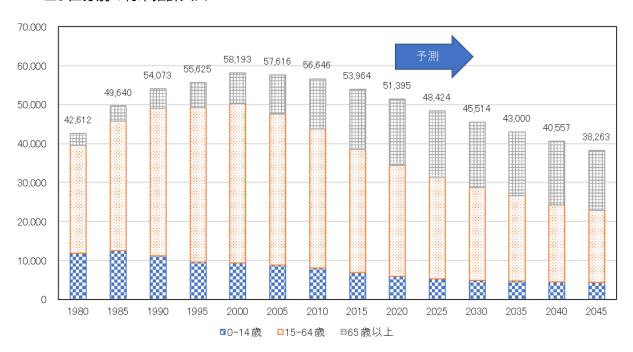
阪南らしい文化や景観の保全・活用を図り、市民がわがまちに愛着と誇りを感じられる まちをめざします。

3. 将来の人口

将来人口について、上位計画である「阪南市総合計画」を踏襲し、令和 17 (2035) 年の人口を 43,000 人と想定します。

総合的かつ計画的なまちづくりを推進し、若い世代や子育て世代の移住・定住を進め、年 齢構成のバランスが取れた持続可能なまちをめざします。

■3 区分別の将来推計人口

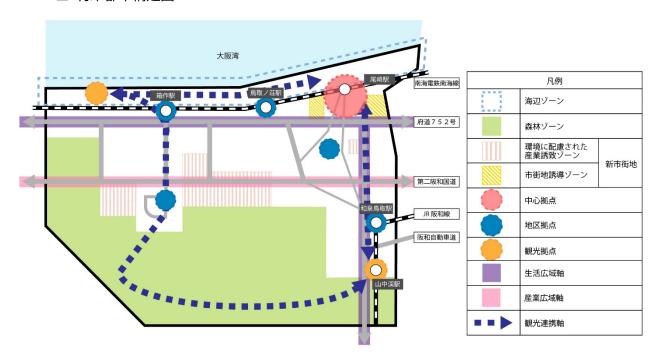


出典:阪南市総合計画

4. 将来の都市構造

将来都市構造について、上位計画である「阪南市総合計画」を踏襲し、以下のとおりに設定します。

■ 将来都市構造図



区分		方針
拠点	中心拠点	尾崎駅前の賑わい創出や中心市街地の活性化、利便性のある良好な住宅地、地域をネットワークする公共交通網など、快適で機能的な都市環境を整備します。 また、尾崎駅周辺エリアを中心としたエリアマネジメントの手法などにより、中心市街地にふさわしい魅力と賑わいのあるまちづくりを進めます。
	地区拠点	身近な生活圏域において多機能な住民自治を構築していくため、生涯 学習やまちづくりなどのコミュニティ活動を推進していく拠点を形成 します。
	観光拠点	山中渓地区は、紀州街道の歴史的な街並みを活かし、景観に配慮した回 遊性のあるエリアとします。 せんなん里海公園では、観光レクリエーション活動を推進します。

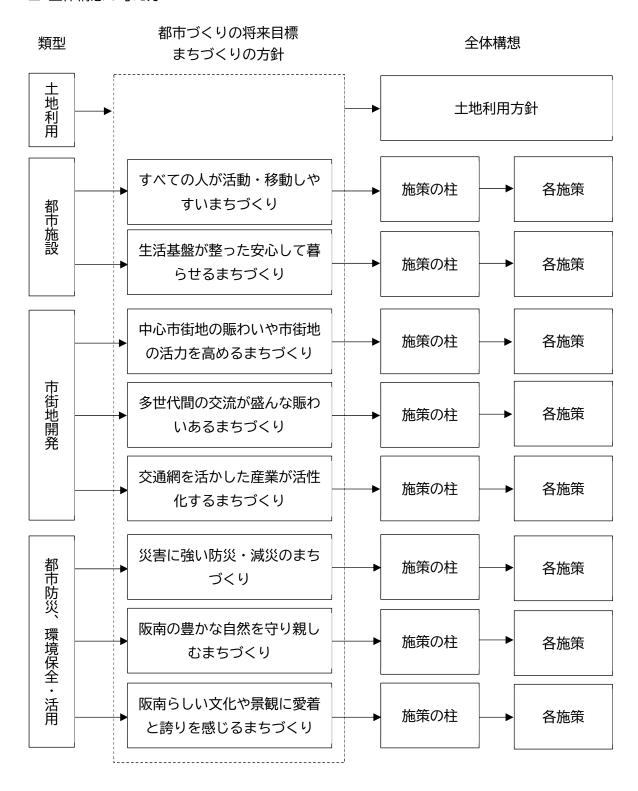
区分		方針
ゾーン	環境に配慮され た産業誘致ゾー ン	周辺の自然環境との調和を図りつつ、国道 26 号(第二阪和国道)など の広域幹線道路を活かし、産業誘致による土地利用の促進を図るゾー ンとします。
	市街地誘導ゾーン	中心拠点を支援・補完する機能として、医療・福祉施設や良好な住宅地形成を促進するゾーンとします。
	森林ゾーン	災害防止などの公益的な役割を果たしている地域、野生動植物などの 貴重な資源が存在する地域などの保存、森林資源の育成などに努める とともに、ハイキングやキャンプ、森林浴、里山など自然環境を活かし たレクリエーションや体験学習の場となる土地利用を進めるゾーンと します。
	海辺ゾーン	生活広域軸に沿った周辺居住環境に配慮しつつ、歴史文化や古い街並みなどを継承した歴史文化資源や観光資源を活用した土地利用を進めるゾーンとします。また、せんなん里海公園においては、市域の観光・レジャー機能の充実をめざした土地利用の促進を図ります。
広域・連携軸	生活広域軸	尾崎駅・鳥取ノ荘駅・箱作駅・和泉鳥取駅周辺や近隣都市との市民の生活動線として、広域幹線道路や鉄道などの公共交通ネットワークを進め、市民の利便性を向上させ、市民生活の活性化を図ります。
	産業広域軸	第二阪和国道の交通アクセスの利便性を活用し、広域で物流・産業の流動化を図ります。また、周辺環境に配慮しつつ、産業誘致を促進し、雇用の場となる活力ある産業の創出など、地域経済の発展を進めます。
	観光連携軸	中心拠点を基点として、海や山の自然環境、歴史的観光資源などのある 拠点をつなぎます。また、豊かな自然が残る和泉山脈のハイキングコー スや海浜レジャー・レクリエーション空間を活かし、市内の回遊を促し ます。

第4章 全体構想

1. 全体構想の考え方

全体構想では、前章で整理した都市づくりの将来目標の実現に向け、以下の考え方に基づき方針をそれぞれ設定します。

■ 全体構想の考え方



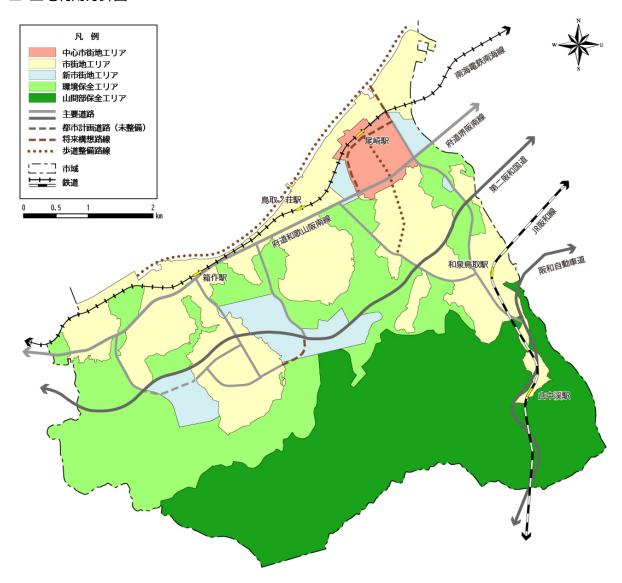
2. 土地利用に関する方針

土地利用は、区域区分や地域地区等を定める上での基となる都市計画の根幹をなすものであり、市内各エリアの実情に合わせた適切な規制・誘導を行うため、前章で整理した将来都市構造等の考え方を踏まえ、以下のとおりに土地利用方針を設定します。

エリア区分	土地利用方針
中心市街地エリア	尾崎駅周辺では、様々な都市機能を誘導する本市の中心市街地として、 子育て世代や高齢者の交流など、賑わいの創出や本市での快適な生活を支 える拠点の形成に向けた土地利用を図ります。
	専用住宅等の住宅を中心とする地区では、居住環境の維持・向上とともに、自然と共生する土地利用の充実を図ります。特に、居住環境の維持・促進を図る区域においては、公共交通により市民が安心・安全・快適に暮らすことができる環境の形成に向けた土地利用を図ります。なお、上記以外の区域についても、ゆとりある生活等、郊外の特性を活かした特色ある魅力的な地域環境を形成します。
市街地エリア	主要な幹線道路沿道では、交通環境を活かした沿道サービス系施設の誘導を図りつつ、周辺の居住環境に相応しい土地利用を図ります。
	市北東部の住宅と工場等が混在する地区では、まちの活性化や雇用に寄 与する工業・業務系用途を許容することで地域産業の維持・増進を図りつ つ、周辺の居住環境にも配慮した調和のとれた土地利用を図ります。
	山中渓や尾崎地区等の街道沿いの地区では、歴史的な建造物やまちなみ の保全と歴史性を活かした景観整備の誘導に向けた土地利用を図ります。
新市街地エリア	中心市街地エリア周辺では、中心市街地を支援・補完する複合居住地域 として、市街化調整区域の地区計画等の活用により、計画的な市街地形成 に向けた土地利用を図ります。
(%)	第二阪和国道のランプ周辺を中心とした沿道地域では、広域で物流・産業の流動化を図ります。また、周辺環境に配慮しつつ、産業誘致を促進します。
環境保全エリア	市街地エリアと山間部保全エリアに挟まれたエリアでは、市街化を抑制 しつつ、山林や農地等の自然環境の保全を図るとともに、集落環境の維持 に向けた土地利用を図ります。
山間部保全エリア	山間部では、森林法や自然公園法に基づく保安林や自然公園の指定等により開発を規制するとともに、良好な自然環境の保全に向けた土地利用を図ります。

(※)阪南市総合計画において「環境に配慮された産業誘致ゾーン」及び「市街地誘導ゾーン」 として位置付けられたエリアをいう。

■ 土地利用方針図



3. 都市施設に関する方針

3-1. すべての人が活動・移動しやすいまちづくりに向けた方針

<施策の柱:都市内・地域間を結ぶ幹線道路網の形成>

【都市の骨格を形成する幹線道路網の整備】

- ・第二阪和国道の4車線化に向けて、国へ要請していきます。
- ・物流基盤としての第二阪和国道と結ぶ交通ネットワークの強化策を推進します。

【交通結節機能を強化する道路、駅前広場の整備】

・尾崎駅前交通広場、(仮称) 尾崎黒田南線、(仮称) 尾崎駅前南線、(仮称) 東鳥取南海線など、尾崎駅前までのアクセス道路の充実を図り、尾崎駅を中心とした道路・公共交通のネットワーク強化を進めます。

<施策の柱:公共交通を利用しやすい環境づくり>

【公共交通の利用促進に向けた取組の推進】

- ・各地域の公共交通の課題解決などを踏まえ、持続可能な本市の公共交通の在り方を検討するとともに、利用改善に向け公共交通会議において議論を進めます。
- ・路線バスとコミュニティバスの重複運行区間における輸送効率を改善し、効率的な公共交 通の実現をめざします。
- ・各地域が鉄道、バスと連携できるよう、交通結節機能の充実に取り組みます。

【主要駅周辺等のバリアフリー化の推進】

- ・尾崎駅前、和泉鳥取駅及び周辺地区のバリアフリー計画の策定を図るとともに、阪南市交通バリアフリー基本構想に基づく特定道路の整備を進めます。
- ・高齢者や障がい者(車椅子利用者等)等の移動に配慮しつつ、すべての人が移動しやすい まちをめざし、道路だけでなく駅や公共施設、人が多く集まる民間建築物も含めたバリア フリー化を進めていきます。

【公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現】

- ・これまでの自動車中心の移動手段から、公共交通と自動車交通の融合を推進することで、 目的や状況に応じて多様な移動手段が選択できる交通体系の構築を図ります。
- ・阪南市地域公共交通網形成計画の施策実現に向けた取り組みを進め、シームレスな交通体系を構築し、異なる交通モード間の乗継抵抗の軽減を図ります。

【駐輪施設等の適切な運営】

・自転車が交通や商業の支障とならないように駅周辺の違法駐車、放置自転車を抑制するため、マナー意識の向上を図るとともに、駐輪施設の使用率や放置自転車数を把握し、駐輪施設の適切な運営を図ります。

<施策の柱:歩行環境等の充実>

【駅周辺における歩いて暮らせるまちづくりの推進】

・駅周辺地区における歩いて暮らせるウォーカブルなまちづくりの推進を図ります。

【歩きたくなる散策ネットワーク環境の充実】

- ・散策ネットワーク環境の充実を図ります。
- ・住民ニーズを踏まえつつ、道路空間の再配分による歩行者・自転車の通行空間の充実、車両交通規制の導入、歩道の段差解消など、歩行環境の充実に向けて市民主体の勉強会の開催を推進し、健康増進にも資する歩きたくなる道づくりを進めます。

【交通安全対策の推進】

- ・海辺地域において、防災機能を果たすことができる取り組みを進めます。
- ・市街地内の車両交通の抑制(一方通行化、車両通行禁止、スピード抑制等)を図り、人と車が共存する暮らしのみちづくりを進めます。
- ・交通安全施設の設置及び補修を行います。
- ・交通安全に対する地域活動の促進を図ります。

<施策の柱:道路の適切な整備・維持管理の推進>

【必要性や投資効果を勘案した道路の計画的な整備・維持管理の推進】

- ・既決定の都市計画道路について、整備を進めつつ、計画決定後長期にわたり未着手となる場合は、ネットワーク機能、市街地形成機能、都市防災機能など考慮した「必要性」や時間軸の観点からの「実現性」、投資効果など総合的に検証した上で見直しを進めます。
- ・既存道路等の計画的な施設管理・更新計画の策定を図るとともに、これに基づく適切な維持管理の推進、身近な生活道路の重点的な維持・修繕と維持管理体制の充実を図ります。
- ・橋梁長寿命化修繕計画の策定を進めるとともに、これに基づき、適切な対策を進めます。

<施策の柱:ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進>

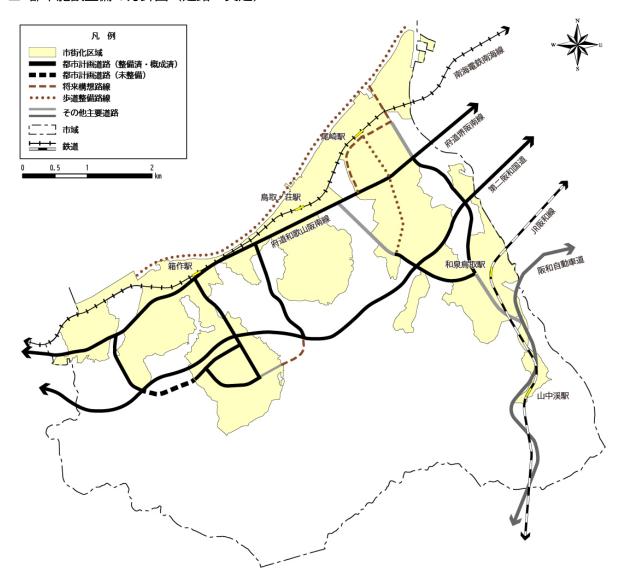
【公共施設のユニバーサルデザイン対応の推進】

・すべての人が利用しやすい公共施設をめざし、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

【駅周辺や歩道のバリアフリー化の推進】

- ・すべての人にとって公共交通が利用しやすい環境づくりをめざし、主要駅周辺のバリアフ リー化を推進します。
- ・歩道のバリアフリー化を進め、安全・安心な歩行者空間ネットワークの形成を推進します。

■ 都市施設整備の方針図(道路・交通)



3-2. 生活基盤が整った安心して暮らせるまちづくりに向けた方針

<施策の柱:生活排水対策等の推進>

【必要性や投資効果を勘案した公共下水道整備の推進】

・公共下水道(汚水)について、立地適正化計画における居住促進区域の範囲を踏まえ、認可区域の見直しを行うとともに、浄化槽の整備も含めた整備を促進します。

【下水道整備済区域における未接続の早期解消と水洗化の促進】

・公共下水道供用地区に対する個人宅地内の接続の普及促進(水洗化促進)を図ります。

<施策の柱:下水道施設の適切な維持管理の推進>

【計画的かつ効率的な維持管理】

・長期的な視点で、施設の老朽化の進行状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、既存施設 の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための計 画であるストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理を行います。

【老朽化している施設の長寿命化対策の推進】

・大規模開発地から引き継いだ施設の老朽化が進行しているため、ストックマネジメント計 画を踏まえ、持続可能な都市基盤の整備に向けた対策を進めていきます。

<施策の柱:下水道に関する啓発>

【下水道への理解や節水(負荷の軽減)への意識啓発の取り組み促進】

・下水道の広報活動の促進を図ります。

<施策の柱:利用しやすい公園環境づくり>

【都市公園の整備】

・せんなん里海公園等においては、ポテンシャルを活用し、市域の観光・レジャー機能の充 実をめざし、レクリエーションなどにおける観光連携を図ります。

【老朽施設の計画的な更新】

・公園の安全性について継続的な点検を図るとともに、老朽化により安全性等の面で問題の ある公園施設について、公園施設長寿命化計画による計画的な更新を図ります。

【地域の利用しやすい公園づくり】

- ・地域のコミュニティや交流の増進につながるよう、公園の問題・課題の自主点検など、地域住民による公園の調査を促進するとともに、地域ニーズを踏まえつつ、地域住民の利用しやすい公園づくりを進めます。
- ・利用頻度の少ない児童公園について、管理者の募集を行うとともに利活用を図るなど、児 童公園の適正化に取り組みます。

<施策の柱:地域で育む公園・緑地づくり>

【市民による自主的な公園緑地の維持管理の促進】

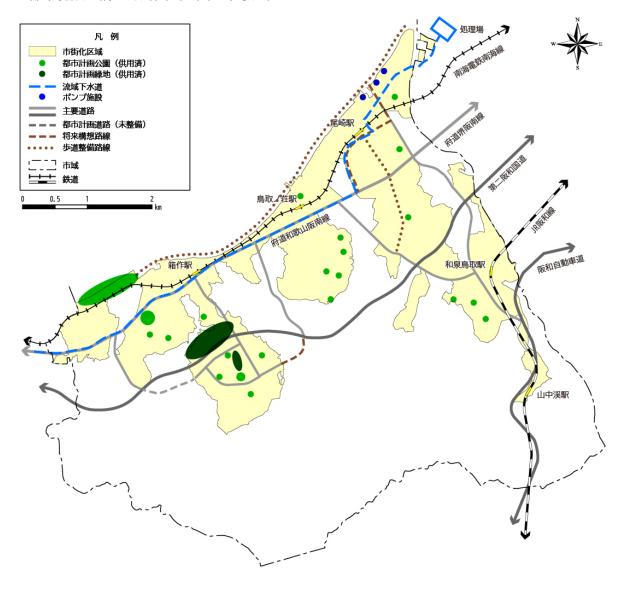
・アダプト制度の活用促進により、市民による自主的な公園緑地の維持管理や美化活動の促進を図ります。

<施策の柱:地域活性化に向けての緑空間の充実>

【地域活性化に資する緑空間の充実】

- ・市有地や私有地(未利用・遊休地)の農園、緑地等による有効活用を検討し、身近に緑に親 しむ環境の充実を図ります。
- ・既存公園や市有地等を活かし、様々な交流活動を行えるような、各地区のふれあいの場の 提供・充実を図ります。
- ・中心市街地など、クオリティーの高い都市環境の形成や、緑地の維持管理に取り組みます。

■ 都市施設整備の方針図(公園・下水道)



4. 市街地開発に関する方針

4-1. 中心市街地の賑わいや市街地の活力を高めるまちづくりに向けた方針

<施策の柱:中心市街地の活性化>

【基盤整備と併せた土地の有効・高度利用の誘導】

- ・駅前広場整備や駅周辺道路及び尾崎駅までのアクセス道路等の基盤整備の推進と併せて、 土地の有効・高度利用の誘導を図ります。
- ・空き地・空き家等を活かした交流空間や情報発信空間等の充実を図るとともに、地域内外 の交流や情報発信等のイベントの活性化などソフト施策の充実を図ります。
- ・中心部の賑わい強化に向けては、イベント開催、歩き回遊したくなる環境づくり、商業サービス環境、コミュニケーション環境の充実など、魅力の創出・発信を誘導していきます。
- ・中長期的に資金計画と地元合意が整えば、駅周辺の市街地整備として、市街地再開発や土 地区画整理事業等を誘導・促進します。
- ・活性化が望まれる拠点地区において、住民が主体的にルールづくりや保全活動、活性化等 の取り組みの促進を図ります。
- ・公園や広場等のオープンスペースや公共空間を活用し、アクティビティや新たなチャレン ジができる空間の活用方策を検討することで新たな賑わいを創出します。

【少子高齢化に対応した暮らしやすい中心市街地づくりの誘導】

- ・中心市街地エリアにおける公共スペース等で、子育て世代と高齢者層を中心とした多世代 が交流する事で賑わいを生み、健康になれるまちをめざすため、市民とともに取り組みま す。
- ・子育てを支援するため、こどもの預かりの援助を受けることを希望する者と、援助を行う ことを希望する者との相互援助活動について考えます。

<施策の柱:既存住宅市街地の活力増進の誘導>

【良好な住環境の維持・増進、及び既存住宅ストックの活用促進】

- ・既存の住宅市街地において、地区計画制度・建築協定等の活用促進による住環境の維持・ 保全を図ります。
- ・緑の保全や創出を促進し、自然環境と調和した住環境づくりを進めます。
- ・既存住宅や空き家の利活用相談会を開催し、利用してもらいたい方と利用したい方、住み たい方とのマッチング等を行うなど、既存住宅ストックの積極的な活用を促進します。
- ・空き家等を活かした交流空間等の充実を図ります。
- ・活性化が望まれる住宅団地等において、住民が主体的に行うルールづくりや保全活動、活性化等の取り組みの促進を図るとともに、地域活動における支え合いの拠点となるよう、 公共施設などを活用した地区拠点の形成を図ります。

4-2. 多世代間の交流が盛んな賑わいあるまちづくりに向けた方針

<施策の柱:駅前空間の再整備・活用>

【尾崎駅周辺の再整備・活用】

- ・本市の中心市街地である尾崎駅周辺については、既存ストックの有効活用や学術機関との 連携等による多世代交流を促進するなど、賑わいの創出に向けた駅前の再整備を検討しま す。
- ・人口減少下で、本市の中心拠点である尾崎駅周辺で、これまでの受け皿としてのハード整備だけでなく、まちを管理運営し、地域を育てる、地域活性化などのエリアマネジメント活動について検討し、取り組みます。

4-3. 交通網を活かした産業が活性化するまちづくりに向けた方針

<施策の柱:計画的な新市街地形成の誘導>

【計画的かつ良好な市街地形成の誘導】

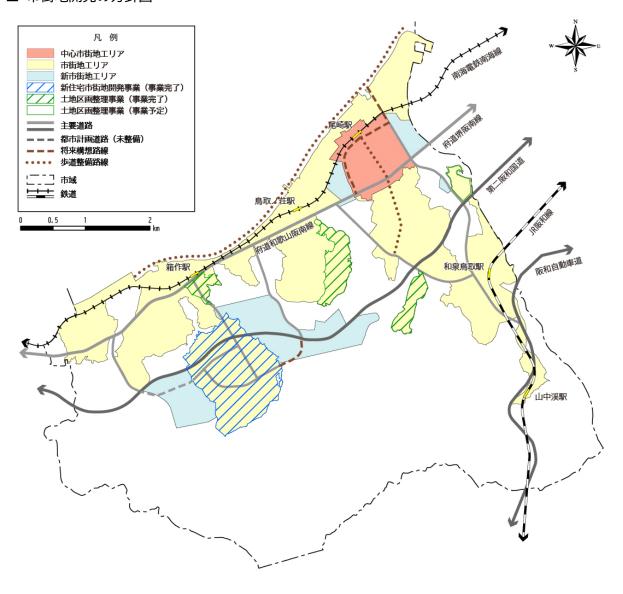
- ・産業誘致や中心市街地エリア周辺の土地利用に対応していくために上位計画において環境 に配慮された産業誘致ゾーン及び市街地誘導ゾーンに位置付けられているエリア(以下、 「新市街地エリア」)に限定し、土地区画整理事業や市街化調整区域における地区計画制度 などを活用し、計画的な市街地形成を誘導します。
- ・市街地開発における緑被率20%の確保と、景観に配慮した土地利用の誘導を進めます。

<施策の柱:既成市街地における産業振興>

【既存産業の振興と新たな産業誘致】

・既成市街地においても良好な操業環境を有する市街地の形成を図ることで、既存産業の振興を図るとともに、広域交通網を活かした新たな産業誘致を進め、税収の確保に努めます。

■ 市街地開発の方針図



5. 都市防災、環境保全・活用に関する方針

5-1. 災害に強い防災・減災のまちづくりに向けた方針

<施策の柱:防災・減災対策の推進>

【建築物の耐震・不燃化】

- ・公共建築物の耐震・不燃化を進めるとともに、避難所について安全性の確認と必要に応じ た見直し等を図ります。
- ・既存民間建築物の耐震診断や木造住宅耐震改修の支援を図り、民間建築物の耐震・不燃化 を促進します。
- ・建ぺい率 60%以上の地域で、防火・準防火地域の指定を進め、不燃化を促進します。
- ・密集市街地と考えられる地区については、災害危険度判定調査などから、危険度が高い場合、地域の実情に応じて、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを適切に誘導していきます。

【防災・減災に資するまちづくりの推進】

- ・一時避難場所や復旧基地など、減災に資する生産緑地地区等の保全、オープンスペースの 確保、都市公園等の整備・保全を進めます。
- ・土砂災害の発生危険箇所や造成宅地等において、宅地災害に関する PR を促進するととも に、予防措置の指導、防災工事等の災害防止措置の推進を図ります。
- ・市街地での安全・安心な居住誘導を図るため、阪南市立地適正化計画における防災指針の 策定を検討します。

【防災・減災に資する都市基盤の充実】

・適切な開発指導やセットバックの誘導等により、避難誘導ルートの整備や、密集した旧市 街地等における緊急車両の通行確保を進めるとともに、主要道路について今後の防災・減 災対策の充実を図ります。

【水害対策の推進】

- ・浸水対策の必要な地域について、雨水・浸水対策の推進を図ります。
- ・ため池、漁港、河川、海岸等の水辺空間の改修による安全性の確保を図ります。
- ・河川・水路の未改修区間について、時間降雨約50mm 対策を基本とし改修を推進します。
- ・雨水貯留及び浸透貯留施設や緑地の保全により、保水能力の向上を図り、総合的な雨水処 理能力の向上を図ります。

【津波対策等の推進】

- ・津波被害を想定しつつ、津波避難ビルの立地誘導と指定促進や、避難所・避難地の安全性 の確認と必要に応じた見直し等、適切な対策を図ります。
- ・津波や浸水対策の必要な地域を調査把握するとともに、ハザードマップなどの整備を図り ます。

<施策の柱:防災・減災対策の強化>

【予防活動の推進】

- ・地域での防災・減災訓練や予防活動への市民参加の促進を図ります。
- ・各家庭での自主的な防災・減災対策の実施を促進します。

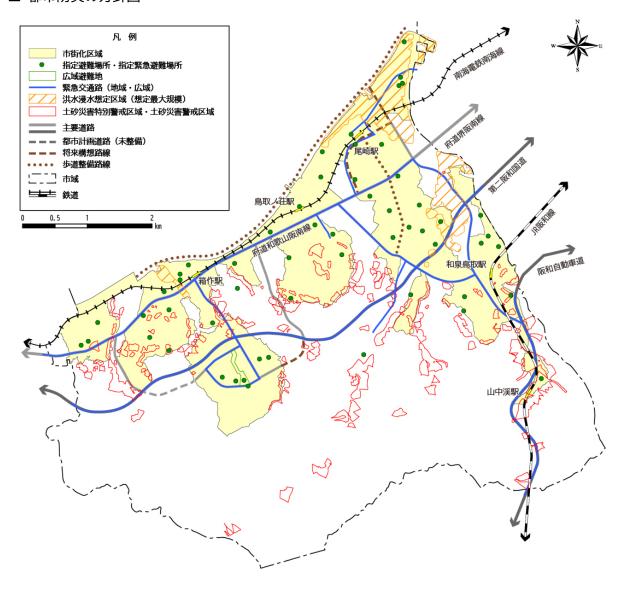
【防災・減災体制の強化】

- ・消防団や周辺自治体と連携した大規模災害時の消防・救急体制の確立を図ります。
- ・大規模地震などによる被害想定や避難場所・ルート等を示したハザードマップ等の整備を 図ります。
- ・災害発生時の初期行動に係る訓練の実施など、円滑な避難・誘導や救援・救助活動の促進 を図ります。
- ・防災資機材の強化を図ります。
- ・防災リーダーの育成を図ります。
- ・自主防災組織の設置促進を図ります。

【防災・減災意識の啓発】

- ・防災セミナー、出前講座の開催による市民の防災・減災意識の啓発を図ります。
- ・自主防災組織や自治会等による防災に関する勉強会や、避難所・避難ルートの確認、防災・ 減災対策等の啓発活動を促進します。

■ 都市防災の方針図



5-2. 阪南の豊かな自然を守り親しむまちづくりに向けた方針

<施策の柱:市街地内のみどり空間の保全と充実>

【まちなかのみどり空間の充実】

- ・アダプト制度の活用促進を図りつつ、主な幹線道路や駅周辺等における道路緑化の充実を 図るとともに、沿道民有地の緑化推進を図り、緑被率の高い市街地環境の形成を進めます。
- ・幹線道路沿線の美化や違法な張り紙等撤去を徹底し、屋外広告を景観面から改善(規制) していきます。
- ・地域の景観資源や公園緑地、公共施設等をネットワークするような、散歩が楽しめる良好 な景観スポットづくりとPRを促進していきます。
- ・屋上緑化や生け垣緑化、庭づくり、家庭菜園など市民による緑化活動を促進していきます。
- ・生産緑地制度を活用した農地の保全を図るとともに、特定生産緑地地区への移行を進めます。

【地域の美化・景観の魅力向上】

・市民による地域の美化作業や景観の魅力向上の促進を図ります。

<施策の柱:良好な森林・水辺・田園環境の保全>

【良好な森林環境の保全と適切な管理の促進】

- ・近郊緑地保全区域に指定されている和泉山系について、良好な森林環境の保全と適切な管理の促進により、保全を図ります。
- ・林道のパトロールを行い、良好な林道の維持管理に取り組みます。

【良好な水辺環境の保全と適切な管理の促進】

- ・海辺における自然海岸や海洋資源の保全とともに、河川における自然河川の保全など、良 好な水辺環境の保全を図ります。
- ・河川や水路及びため池の維持管理を適切に行い、長寿命化計画の策定や既存水路、雨水管 などの有効活用により、浸水被害の防止と軽減に取り組みます。
- ・市民による水辺空間の清掃・美化や不法投棄の撲滅に向けての取り組みを促進していきま す。
- ・河川を活かしたイベントや体験・学習、ビオトープづくり(生物が生息可能な環境づくり) などの社会活動を促進していきます。

【良好な田園環境の保全と適切な管理の促進】

- ・良好な農地や農村風景の保全を図るとともに、地域ぐるみで遊休農地の有効活用を図ります。
- ・農地貸借による遊休農地の解消の取り組みや、農業者による地域農業の農業活性化協議会 等の組織化と、合理的な生産や遊休農地解消の取り組みを促進していきます。
- ・農業後継者(担い手)の育成の取り組みを促進していきます。

<施策の柱:環境共生に向けての啓発>

【環境共生に向けての意識啓発】

・生態系や環境資源等に関する勉強会、自然とのふれあいの場所などを示すマップ作成や情報提供・相談等の支援を図ることにより、野生生物の多様性の確保や生態系の維持の確保、 市内の緑地や公園、河川、山林等の有機的連携をめざします。

5-3. 阪南らしい文化や景観に愛着と誇りを感じるまちづくりに向けた方針

<施策の柱:良好な森林・水辺・田園環境の活用>

【水と緑のネットワークの形成】

・本市の臨海部から山間部にかけての自然環境を総合的に活用し、本市全域に水と緑のネットワークを形成します。

【良好な森林環境を活かした交流人口の拡大】

- ・和泉山系の府立自然公園やハイキングコースにおいて、案内等の充実やPRの促進等により、交流環境の充実を図ります。
- ・森林環境の中で、保全活動の体験、環境学習、収穫体験、交流や心身のリフレッシュなど、 里山に親しむ機会の充実を図ります。

【良好な水辺環境を活かした交流人口の拡大】

- ・海浜空間におけるレジャー機能の強化を進めるため、せんなん里海公園などの海浜空間の 活用を促進するとともに、漁港等での交流空間等の整備を進めます。
- ・ノリ、ワカメの養殖を推進し、海産物の収穫体験等を通じて漁業後継者の育成を図るとともに市民との交流促進を進めます。
- ・漁港、河川、海岸など、水辺にふれあい楽しめる快適な親水空間や散策路としての活用と 整備を進めます。

【良好な田園環境を活かした交流人口の拡大】

- ・市民による市民農園活動や、地域ぐるみでの地産地消活動の取り組みを促進していきます。
- ・地産地消や地域産品のPR促進をめざした、直販や情報発信・交流の拠点づくりを進めます。
- ・農ある暮らし、農あるまちづくり(遊休農地など不耕作地の解消の取り組み、市民農園など市民へ開放される農空間の形成、体験農業)の促進を図ります。

<施策の柱:阪南らしい文化・景観の保全>

【中心市街地にふさわしい景観の創出】

・尾崎駅周辺の中心市街地について、中心市街地としてふさわしい魅力ある景観創出をめざ

し、色彩や屋外広告等の景観規制や、良好な景観形成・誘導を進めていきます。

【歴史的資源を活かした個性ある景観の保全と魅力向上】

- ・歴史的な建物やまちなみについて、良好な景観資源の保全を図ります。
- ・尾崎地区、山中渓地区、歴史街道など、歴史的まちなみを活かした景観の保全と整備を図ります。
- ・地域の古い建築物の保全と再利用による、地域活性化の取り組みについて促進していきます。
- ・地域住民等が取り組む、地域の歴史・文化の大切さの啓発活動や、地域の歴史・文化の保 護・保存・継承を行う活動の促進を図ります。

【臨海・水辺景観の保全・形成】

- ・良好な水辺景観を形成する自然海浜、親水空間の保全を図ります。
- ・不法投棄の啓発活動や、ボランティアによる清掃活動の促進など、河川、海岸などの水辺 空間の美化の徹底を図ります。

【良好な自然的景観の保全】

- ・良好な山林・田園景観の保全を図るとともに、地区計画等を活用した周辺自然景観との調 和を図り、自然と共生する住環境・景観の形成を推進します。
- ・山間部等での大規模な太陽光発電所等のうち、生活環境に影響を及ぼすものの設置については、適切な保全を図ります。

<施策の柱:地区特性に応じた景観の規制・誘導>

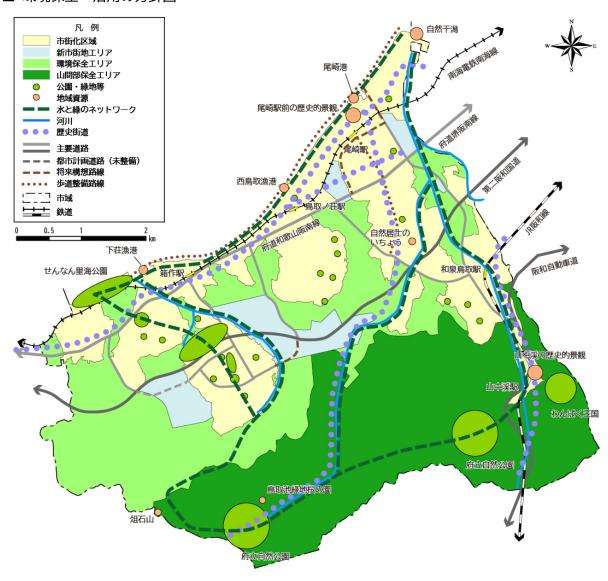
【まちの魅力や価値を高める景観の規制・誘導】

- ・景観法に基づく景観計画の策定を進め、景観に関する目標の明確化を図るとともに、市民 ニーズを踏まえた景観規制のルールづくりを進めます。
- ・違法な屋外広告物の除去など、屋外広告物の規制を進め、良好なまちなみ景観の形成を進めます。
- ・良好な景観形成を図る市民の景観保全・美化活動を促進していきます。

【良好な景観形成に向けての意識啓発】

- ・景観資源の調査を図るとともに、情報発信やPRの促進を図り、良好な景観形成に向けて の理解や機運の醸成を図ります。
- ・市アダプトプログラム登録団体等が安心して活動できる制度の充実を進めます。
- ・景観に関する勉強会や、市民が自主的に行う景観保全・美化活動等に対して、情報提供・ 相談等の支援を図ります。

■ 環境保全・活用の方針図



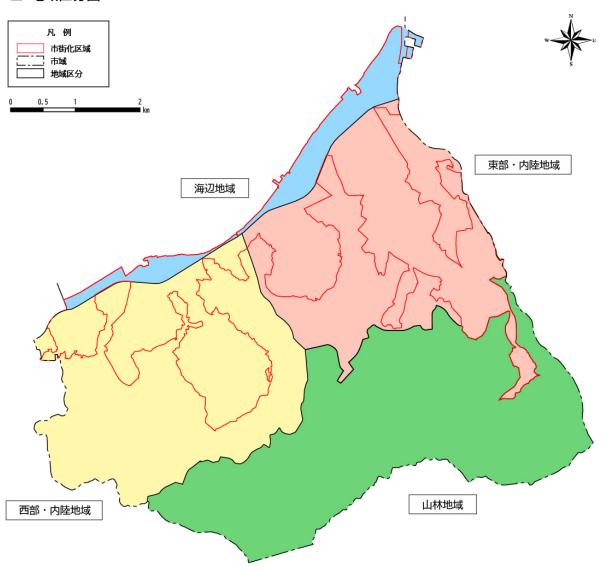
第5章 地域別構想

1. 地域別構想の考え方

地域別構想は、前章で設定した全体構想を踏まえ、都市施設や市街地開発、都市防災・環境保全に関する方針について、地域毎の考え方を示すものです。

地域区分については、各地域の特性や地理的な条件等を踏まえ、以下のとおりに設定します。

■ 地域区分図



2. 地域別の方針

2-1. 海辺地域

○ まちづくりの基本方針

- ・漁業のまちとしての成り立ちを継承し、市民が憩い、活動し、安心して暮らせる生活空間 を形成します。
- ・海浜環境や歴史的まちなみを保全しつつ、海辺の観光資源や漁業などの産業資源を活かし、 これら資源の交流を通じて市内外に新たな魅力として発信し、振興を図ります。

○ 土地利用に関する方針

【市街地エリア】

- ・尾崎地区、鳥取地区、箱作地区などの漁港や寺院を持つ旧市街地では、居住環境の維持・ 向上とともに、自然と共生する土地利用の充実を図ります。特に、居住環境の維持・促進 を図る区域においては、公共交通により市民が安心・安全・快適に暮らすことができる環 境の形成に向けた土地利用を図ります。なお、上記以外の区域についても、ゆとりある生 活等、郊外の特性を活かした特色ある魅力的な地域環境を形成します。
- ・福島地区などの住宅と工場等が混在する地区では、まちの活性化や雇用に寄与する工業・ 業務系用途を許容することで地域産業の維持・増進を図りつつ、周辺の居住環境にも配慮 した調和のとれた土地利用を図ります。
- ・尾崎地区等の街道沿いの地区では、歴史的な建造物やまちなみの保全と歴史性を活かした 景観整備の誘導に向けた土地利用を図ります。

○ 都市施設に関する方針

<施策の柱:都市内・地域間を結ぶ幹線道路網の形成>

【交通結節機能を強化する道路、駅前広場の整備】

・(仮称) 尾崎黒田南線など、尾崎駅前までのアクセス道路の充実を図り、尾崎駅を中心とした道路・公共交通のネットワーク強化を進めます。

<施策の柱:公共交通を利用しやすい環境づくり>

【主要駅周辺等のバリアフリー化の推進】

・尾崎駅前及び周辺地区のバリアフリー計画の策定を図るとともに、阪南市交通バリアフリー基本構想に基づく特定道路の整備を進めます。

<施策の柱:歩行環境等の充実>

【歩きたくなる散策ネットワーク環境の充実】

・海浜環境や歴史的なまちなみを活かした散策ネットワーク環境の充実を図ります。

【交通安全対策の推進】

・防災機能を果たすことができる取り組みを進めます。

<施策の柱:利用しやすい公園環境づくり>

【都市公園の整備】

・せんなん里海公園等においては、ポテンシャルを活用し、市域の観光・レジャー機能の充 実をめざし、レクリエーションなどにおける観光連携を図ります。

○ 市街地開発に関する方針

<施策の柱:既存住宅市街地の活力増進の誘導>

【良好な住環境の維持・増進、及び既存住宅ストックの活用促進】

・既存の住宅市街地において、地区計画制度・建築協定等の活用促進による住環境の維持・ 保全を図ります。

○ 都市防災に関する方針

<施策の柱:防災・減災対策の推進>

【津波対策等の推進】

- ・津波被害を想定しつつ、津波避難ビルの立地誘導と指定促進や、避難所・避難地の安全性 の確認と必要に応じた見直し等、適切な対策を図ります。
- ・津波や浸水対策の必要な地域を調査把握するとともに、ハザードマップなどの整備を図ります。

○ 環境保全・活用に関する方針

<施策の柱:良好な森林・水辺・田園環境の保全>

【良好な水辺環境の保全と適切な管理の促進】

- ・海辺における自然海岸や海洋資源の保全とともに、河川における自然河川の保全など、良 好な水辺環境の保全を図ります。
- ・市民による水辺空間の清掃・美化や不法投棄の撲滅に向けての取り組みを促進していきます。

<施策の柱:良好な森林・水辺・田園環境の活用>

【良好な水辺環境を活かした交流人口の拡大】

- ・海浜空間におけるレジャー機能の強化を進めるため、せんなん里海公園などの海浜空間の 活用を促進するとともに、漁港等での交流空間等の整備を進めます。
- ・ノリ、ワカメの養殖を推進し、海産物の収穫体験等を通じて漁業後継者の育成を図るとと もに市民との交流促進を進めます。
- ・漁港、河川、海岸など、水辺にふれあい楽しめる快適な親水空間や散策路としての活用と 整備を進めます。

<施策の柱:阪南らしい文化・景観の保全>

【歴史的資源を活かした個性ある景観の保全と魅力向上】

- ・尾崎地区の歴史街道など、歴史的まちなみを活かした景観の保全と整備を図ります。
- ・地域の古い建築物の保全と再利用による、地域活性化の取り組みについて促進していきます。
- ・地域住民等が取り組む、地域の歴史・文化の大切さの啓発活動や、地域の歴史・文化の保護・保存・継承を行う活動の促進を図ります。

■ 海辺地域の方針図



2-2. 東部・内陸地域

○ まちづくりの基本方針

- ・市民生活を支える商業・業務系機能や行政機能の尾崎駅周辺での維持、有効活用を図り、 中心市街地にふさわしい魅力と賑わいのあるまちづくりを進めます。
- ・また、尾崎駅へのアクセス向上など、利便性の高い生活空間を形成します。
- ・歴史、文化や古くからのまちなみなどを継承する生活空間として、それら歴史・文化資源 の保全と観光資源としての活用、住環境との調和をめざします。

○ 土地利用に関する方針

【中心市街地エリア】

・尾崎駅周辺では、様々な都市機能を誘導する本市の中心市街地として、子育て世代や高齢者の交流など、賑わいの創出や本市での快適な生活を支える拠点の形成に向けた土地利用を図ります。

【市街地エリア】

- ・自然田地区などの旧市街地、山中渓地区などの歴史的景観を持つ旧市街地、光陽台や舞地 区などのオールドニュータウンでは、居住環境の維持・向上とともに、自然と共生する土 地利用の充実を図ります。特に、居住環境の維持・促進を図る区域においては、公共交通 により市民が安心・安全・快適に暮らすことができる環境の形成に向けた土地利用を図り ます。なお、上記以外の区域についても、ゆとりある生活等、郊外の特性を活かした特色 ある魅力的な地域環境を形成します。
- ・府道和歌山阪南線などの主要な幹線道路沿道では、交通環境を活かした沿道サービス系施 設の誘導を図りつつ、周辺の居住環境に相応しい土地利用を図ります。
- ・尾崎地区等の街道沿いの地区では、歴史的な建造物やまちなみの保全と歴史性を活かした 景観整備の誘導に向けた土地利用を図ります。

【新市街地エリア】

- ・黒田地区や下出地区では、中心市街地を支援・補完する複合居住地域として、市街化調整 区域の地区計画等の活用により、計画的な市街地形成に向けた土地利用を図ります。
- ・また、鳥取中地区では、周辺環境に配慮しつつ、産業誘致を促進します。

【環境保全エリア】

・市街地エリアと山間部保全エリアに挟まれたエリアでは、市街化を抑制しつつ、山林や農 地等の自然環境の保全を図るとともに、集落環境の維持に向けた土地利用を図ります。

○ 都市施設に関する方針

<施策の柱:都市内・地域間を結ぶ幹線道路網の形成>

【都市の骨格を形成する幹線道路網の整備】

・物流基盤としての第二阪和国道と結ぶ交通ネットワークの強化策を推進します。

【交通結節機能を強化する道路、駅前広場の整備】

・尾崎駅前交通広場、(仮称) 尾崎駅前南線、(仮称) 東鳥取南海線など、尾崎駅前までのアクセス道路の充実を図り、尾崎駅を中心とした道路・公共交通のネットワーク強化を進めます。

<施策の柱:公共交通を利用しやすい環境づくり>

【主要駅周辺等のバリアフリー化の推進】

・尾崎駅前周辺地区のバリアフリー計画の策定を図るとともに、阪南市交通バリアフリー基本構想に基づく特定道路の整備を進めます。

<施策の柱:歩行環境等の充実>

【駅周辺における歩いて暮らせるまちづくりの推進】

・尾崎駅周辺地区における歩いて暮らせるウォーカブルなまちづくりの推進を図ります。

<施策の柱:生活排水対策等の推進>

【必要性や投資効果を勘案した公共下水道整備の推進】

・既成市街地の公共下水道(汚水)について、立地適正化計画における居住促進区域の範囲 を踏まえ、認可区域の見直しを行うとともに、浄化槽の整備も含めた整備を促進します。

<施策の柱:利用しやすい公園環境づくり>

【地域の利用しやすい公園づくり】

・地域のコミュニティや交流の増進につながるよう、公園の問題・課題の自主点検など、地域住民による公園の調査を促進するとともに、地域ニーズを踏まえつつ、地域住民の利用しやすい公園づくりを進めます。

<施策の柱:地域活性化に向けての緑空間の充実>

【地域活性化に資する緑空間の充実】

- ・市有地や私有地(未利用・遊休地)の農園、緑地等による有効活用を検討し、身近に緑に親 しむ環境の充実を図ります。
- ・既存公園や市有地等を活かし、様々な交流活動を行えるような、各地区のふれあいの場の 提供・充実を図ります。
- ・中心市街地である尾崎駅周辺では、クオリティーの高い都市環境の形成や、緑地の維持管 理に取り組みます。

○ 市街地開発に関する方針

<施策の柱:駅前空間の再整備・活用>

【尾崎駅周辺の再整備・活用】

・本市の中心市街地である尾崎駅周辺については、既存ストックの有効活用や学術機関との 連携等による多世代交流を促進するなど、賑わいの創出に向けた駅前の再整備を検討しま す。

<施策の柱:中心市街地の活性化>

【基盤整備と併せた土地の有効・高度利用の誘導】

- ・駅前広場整備や駅周辺道路及び尾崎駅までのアクセス道路等の基盤整備の推進と併せて、 土地の有効・高度利用の誘導を図ります。
- ・中心部の賑わい強化に向けては、イベント開催、歩き回遊したくなる環境づくり、商業サービス環境、コミュニケーション環境の充実など、魅力の創出・発信を誘導していきます。
- ・中長期的に資金計画と地元合意が整えば、駅周辺の市街地整備として、市街地再開発や土 地区画整理事業等を誘導・促進します。
- ・鳥取ノ荘駅周辺や和泉鳥取駅周辺の活性化が望まれる拠点地区において、住民が主体的に ルールづくりや保全活動、活性化等の取り組みの促進を図ります。
- ・公園や広場等のオープンスペースや公共空間を活用し、アクティビティや新たなチャレン ジができる空間の活用方策を検討することで新たな賑わいを創出します。

【少子高齢化に対応した暮らしやすい中心市街地づくりの誘導】

- ・中心市街地エリアにおける公共スペース等で、子育て世代と高齢者層を中心とした多世代 が交流する事で賑わいを生み、健康になれるまちをめざすため、市民とともに取り組みま す。
- ・子育てを支援するため、こどもの預かりの援助を受けることを希望する者と、援助を行う ことを希望する者との相互援助活動について考えます。

<施策の柱:既存住宅市街地の活力増進の誘導>

【良好な住環境の維持・増進、及び既存住宅ストックの活用促進】

- ・既存の住宅市街地において、地区計画制度・建築協定等の活用促進による住環境の維持・ 保全を図ります。
- ・緑の保全や創出を促進し、自然環境と調和した住環境づくりを進めます。
- ・既存住宅や空き家の利活用相談会を開催し、利用してもらいたい方と利用したい方、住み たい方とのマッチング等を行うなど、既存住宅ストックの積極的な活用を促進します。
- ・空き家等を活かした交流空間等の充実を図ります。
- ・山中渓地区や舞地区等の住民主体の活性化が進む住宅団地等において、住民が主体的に行 うルールづくりや保全活動、活性化等の取り組みの促進を図るとともに、地域活動におけ る支え合いの拠点となるよう、公共施設などを活用した地区拠点の形成を図ります。

<施策の柱:計画的な新市街地形成の誘導>

【計画的かつ良好な市街地形成の誘導】

- ・産業誘致や中心市街地エリア周辺の土地利用に対応していくために新市街地エリアに限定 し、土地区画整理事業や市街化調整区域における地区計画制度などを活用し、計画的な市 街地形成を誘導します。
- ・市街地開発における緑被率 20%の確保と、景観に配慮した土地利用の誘導を進めます。

<施策の柱:既成市街地における産業振興>

【既存産業の振興と新たな産業誘致】

・既成市街地においても良好な操業環境を有する市街地の形成を図ることで、既存産業の振 興を図るとともに、広域交通網を活かした新たな産業誘致を進め、税収の確保に努めます。

○ 都市防災に関する方針

<施策の柱:防災・減災対策の推進>

【防災・減災に資するまちづくりの推進】

- ・一時避難場所や復旧基地など、減災に資する生産緑地地区等の保全、オープンスペースの 確保、都市公園等の整備・保全を進めます。
- ・土砂災害の発生危険箇所や造成宅地等において、宅地災害に関する PR を促進するととも に、予防措置の指導、防災工事等の災害防止措置の推進を図ります。

【水害対策の推進】

- ・浸水対策の必要な地域について、雨水・浸水対策の推進を図ります。
- ・ため池、漁港、河川、海岸等の水辺空間の改修による安全性の確保を図ります。
- ・河川・水路の未改修区間について、時間降雨約50mm 対策を基本とし改修を推進します。
- ・雨水貯留及び浸透貯留施設や緑地の保全により、保水能力の向上を図り、総合的な雨水処 理能力の向上を図ります。

<施策の柱:防災・減災対策の強化>

【防災・減災体制の強化】

・ハザードマップ等の周知の徹底、災害発生時の初期行動に係る訓練の実施、自主防災組織の設置や防災リーダーの育成促進など、円滑な避難・誘導や救援・救助活動の促進を図る 防災・減災体制の強化を進めます。

○ 環境保全・活用に関する方針

<施策の柱:市街地内のみどり空間の保全と充実>

【まちなかのみどり空間の充実】

- ・アダプト制度の活用促進を図りつつ、主な幹線道路や駅周辺等における道路緑化の充実を 図るとともに、沿道民有地の緑化推進を図り、緑被率の高い市街地環境の形成を進めます。
- ・地域の景観資源や公園緑地、公共施設等をネットワークするような、散歩が楽しめる良好 な景観スポットづくりとPRを促進していきます。

<施策の柱:良好な森林・水辺・田園環境の保全>

【良好な田園環境の保全と適切な管理の促進】

・良好な農地や農村風景の保全を図るとともに、地域ぐるみで遊休農地の有効活用を図りま す。

<施策の柱:良好な森林・水辺・田園環境の活用>

【良好な田園環境を活かした交流人口の拡大】

- ・地産地消や地域産品のPR促進をめざした直販や情報発信・交流の拠点づくりを進めます。
- ・農ある暮らし、農あるまちづくり(遊休農地など不耕作地の解消の取り組み、市民農園など市民へ開放される農空間の形成、体験農業)の促進を図ります。

<施策の柱:阪南らしい文化・景観の保全>

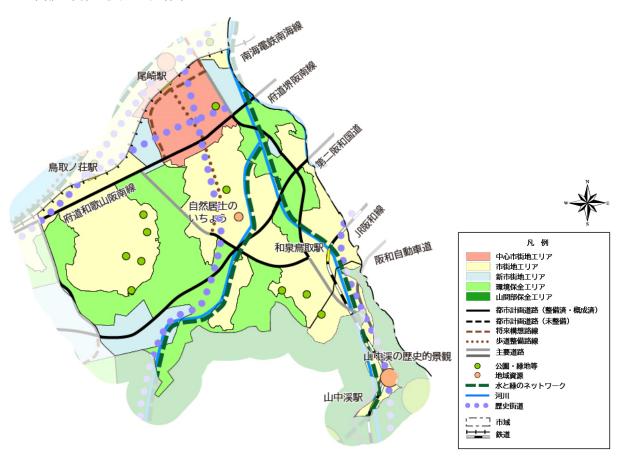
【中心市街地にふさわしい景観の創出】

・尾崎駅周辺の中心市街地について、中心市街地としてふさわしい魅力ある景観創出をめざ し、色彩や屋外広告等の景観規制や、良好な景観形成・誘導を進めていきます。

【歴史的資源を活かした個性ある景観の保全と魅力向上】

・山中渓地区や歴史街道など、歴史的まちなみを活かした景観の保全と整備を図ります。

■ 東部・内陸地域の方針図



2-3. 西部・内陸地域

○ まちづくりの基本方針

- ・子育て世代をはじめ、市民のライフスタイルの多様化や将来の住宅需要を見据え、海や山 と近接する地形を活用し、レジャー・レクリエーション機能や豊かな自然と暮らしが調和 し、共生するライフスタイルなど、新たな価値を提供できる生活空間を創出します。
- ・阪南スカイタウンにおいては、引き続きまちの成熟を図るとともに、雇用の場となるよう 企業誘致などを進めます。

○ 土地利用に関する方針

【市街地エリア】

- ・箱の浦地区やいずみが丘地区、東和苑地区、桃の木台地区などの専用住宅等の住宅を中心とする地区では、居住環境の維持・向上とともに、自然と共生する土地利用の充実を図ります。特に、居住環境の維持・促進を図る区域においては、公共交通により市民が安心・安全・快適に暮らすことができる環境の形成に向けた土地利用を図ります。なお、上記以外の区域についても、ゆとりある生活等、郊外の特性を活かした特色ある魅力的な地域環境を形成します。
- ・府道和歌山阪南線などの主要な幹線道路沿道では、交通環境を活かした沿道サービス系施 設の誘導を図りつつ、周辺の居住環境に相応しい土地利用を図ります。

【新市街地エリア】

・第二阪和国道のランプ周辺を中心とした沿道地域では、広域で物流・産業の流動化を図ります。また、周辺環境に配慮しつつ、産業誘致を促進します。

【環境保全エリア】

・市街地エリアと山間部保全エリアに挟まれたエリアでは、市街化を抑制しつつ、山林や農 地等の自然環境の保全を図るとともに、集落環境の維持に向けた土地利用を図ります。

○ 都市施設に関する方針

<施策の柱:都市内・地域間を結ぶ幹線道路網の形成>

【都市の骨格を形成する幹線道路網の整備】

・物流基盤としての第二阪和国道と結ぶ交通ネットワークの強化策を推進します。

<施策の柱:道路の適切な整備・維持管理の推進>

【必要性や投資効果を勘案した道路の計画的な整備・維持管理の推進】

・既決定の都市計画道路について整備を進めつつ、決定後、長期に渡り未着手となる場合は、 ネットワーク機能、市街地形成機能、都市防災機能など考慮した「必要性」や時間軸の観 点からの「実現性」、投資効果など総合的に検証した上で見直しを進めます。

<施策の柱:生活排水対策等の推進>

【必要性や投資効果を勘案した公共下水道整備の推進】

・既成市街地の公共下水道(汚水)について、立地適正化計画における居住促進区域の範囲 を踏まえ、認可区域の見直しを行うとともに、浄化槽の整備も含めた整備を促進します。

<施策の柱:利用しやすい公園環境づくり>

【地域の利用しやすい公園づくり】

・地域のコミュニティや交流の増進につながるよう、公園の問題・課題の自主点検など、地域住民による公園の調査を促進するとともに、地域ニーズを踏まえつつ、地域住民の利用しやすい公園づくりを進めます。

<施策の柱:地域活性化に向けての緑空間の充実>

【地域活性化に資する緑空間の充実】

- ・市有地や私有地(未利用・遊休地)の農園、緑地等による有効活用を検討し、身近に緑に親 しむ環境の充実を図ります。
- ・既存公園や市有地等を活かし、様々な交流活動を行えるような、各地区のふれあいの場の 提供・充実を図ります。

○ 市街地開発に関する方針

<施策の柱:既存住宅市街地の活力増進の誘導>

【良好な住環境の維持・増進、及び既存住宅ストックの活用促進】

- ・既存の住宅市街地において、地区計画制度・建築協定等の活用促進による住環境の維持・ 保全を図ります。
- ・緑の保全や創出を促進し、自然環境と調和した住環境づくりを進めます。
- ・既存住宅や空き家の利活用相談会を開催し、利用してもらいたい方と利用したい方、住み たい方とのマッチング等を行うなど、既存住宅ストックの積極的な活用を促進します。
- ・空き家等を活かした交流空間等の充実を図ります。
- ・活性化が望まれる住宅団地等において、住民が主体的に行うルールづくりや保全活動、活性化等の取り組みの促進を図るとともに、地域活動における支え合いの拠点となるよう、 公共施設などを活用した地区拠点の形成を図ります。

<施策の柱:計画的な新市街地形成の誘導>

【計画的かつ良好な市街地形成の誘導】

- ・産業誘致に向けた土地利用に対応していくために新市街地エリアに限定し、土地区画整理 事業や市街化調整区域における地区計画制度などを活用し、計画的な市街地形成を誘導し ます。
- ・市街地開発における緑被率20%の確保と、景観に配慮した土地利用の誘導を進めます。

<施策の柱:既成市街地における産業振興>

【既存産業の振興と新たな産業誘致】

・既成市街地においても良好な操業環境を有する市街地の形成を図ることで、既存産業の振興を図るとともに、広域交通網を活かした新たな産業誘致を進め、税収の確保に努めます。

○ 都市防災に関する方針

<施策の柱:防災・減災対策の推進>

【防災・減災に資するまちづくりの推進】

- ・一時避難場所や復旧基地など、減災に資する生産緑地地区等の保全、オープンスペースの 確保、都市公園等の整備・保全を進めます。
- ・土砂災害の発生危険箇所や造成宅地等において、宅地災害に関する PR を促進するととも に、予防措置の指導、防災工事等の災害防止措置の推進を図ります。

【水害対策の推進】

- ・浸水対策の必要な地域について、雨水・浸水対策の推進を図ります。
- ・ため池、河川等の水辺空間の改修による安全性の確保を図ります。
- ・河川・水路の未改修区間について、時間降雨約50mm 対策を基本とし改修を推進します。・ 雨水貯留及び浸透貯留施設や緑地の保全により、保水能力の向上を図り、総合的な雨水処 理能力の向上を図ります。

<施策の柱:防災・減災対策の強化>

【防災・減災体制の強化】

・ハザードマップ等の周知の徹底、災害発生時の初期行動に係る訓練の実施、自主防災組織の設置や防災リーダーの育成促進など、円滑な避難・誘導や救援・救助活動の促進を図る 防災・減災体制の強化を進めます。

○ 環境保全・活用に関する方針

<施策の柱:市街地内のみどり空間の保全と充実>

【まちなかのみどり空間の充実】

- ・アダプト制度の活用促進を図りつつ、主な幹線道路や駅周辺等における道路緑化の充実を 図るとともに、沿道民有地の緑化推進を図り、緑被率の高い市街地環境の形成を進めます。
- ・地域の景観資源や公園緑地、公共施設等をネットワークするような、散歩が楽しめる良好 な景観スポットづくりとPRを促進していきます。

<施策の柱:良好な森林・水辺・田園環境の保全>

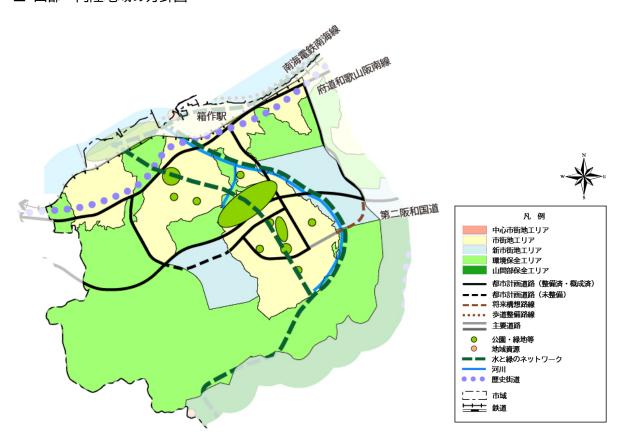
【良好な田園環境の保全と適切な管理の促進】

・良好な農地の保全を図るとともに、地域ぐるみで遊休農地の有効活用を図ります。

<施策の柱:良好な森林・水辺・田園環境の活用> 【良好な田園環境を活かした交流人口の拡大】

- ・地産地消や地域産品のPR促進をめざした直販や情報発信・交流の拠点づくりを進めます。
- ・農ある暮らし、農あるまちづくり(遊休農地など不耕作地の解消の取り組み、市民農園など市民へ開放される農空間の形成、体験農業)の促進を図ります。

■ 西部・内陸地域の方針図



2-4. 山林地域

○ まちづくりの基本方針

・豊かな森林資源や自然環境の保全を図るとともに、ハイキングやキャンプ、森林浴、里山 の活用など、自然環境を活かした体験学習の場となるまちづくりを進めます。

○ 土地利用に関する方針

【山間部保全エリア】

・山間部では、森林法や自然公園法に基づく保安林や自然公園の指定等により開発を規制するとともに、良好な自然環境の保全に向けた土地利用を図ります。

○ 都市防災に関する方針

<施策の柱:防災・減災対策の推進>

【防災・減災に資するまちづくりの推進】

・土砂災害の発生危険箇所や造成宅地等において、宅地災害に関する PR を促進するととも に、予防措置の指導、防災工事等の災害防止措置の推進を図ります。

<施策の柱:防災・減災対策の強化>

【防災・減災体制の強化】

・ハザードマップ等の周知の徹底、災害発生時の初期行動に係る訓練の実施、自主防災組織の設置や防災リーダーの育成促進など、円滑な避難・誘導や救援・救助活動の促進を図る防災・減災体制の強化を進めます。

○ 環境保全・活用に関する方針

<施策の柱:良好な森林・水辺環境の保全>

【良好な森林環境の保全と適切な管理の促進】

- ・近郊緑地保全区域に指定されている和泉山系について、良好な森林環境の保全と適切な管理の促進により、保全を図ります。
- ・林道のパトロールを行い、良好な林道の維持管理に取り組みます。

<施策の柱:良好な森林・水辺環境の活用>

【良好な森林環境を活かした交流人口の拡大】

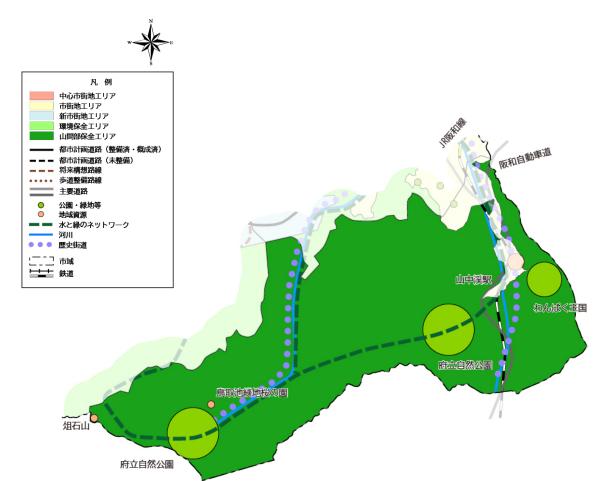
- ・和泉山系の府立自然公園やハイキングコースにおいて、案内等の充実やPRの促進等により、交流環境の充実を図ります。
- ・森林環境の中で、保全活動の体験、環境学習、収穫体験、交流や心身のリフレッシュなど、 里山に親しむ機会の充実を図ります。

<施策の柱:阪南らしい文化・景観の保全>

【良好な自然的景観の保全】

- ・良好な山林の保全を図るとともに、地区計画等を活用した周辺自然景観との調和を図り、 自然と共生する住環境・景観の形成を推進します。
- ・山間部等での大規模な太陽光発電所等のうち、生活環境に影響を及ぼすものの設置については、適切な保全を図ります。

■ 山林地域の方針図



第6章 実現に向けて

1. 推進体制の構築

人口減少や複合災害等の様々な行政課題への対応が求められている昨今において、自治体の 財政が悪化する中、限りある財源で効率的かつ効果的な都市経営の実現が必要です。

そのためには、阪南市総合計画に掲げる「一人ひとりが持つ多様な価値観を活かし、活躍できる協働・共創のまちづくり」の実現が重要であり、本市は「産」・「学」・「民」等の多様な主体との連携を図るとともに、庁内や行政間での連携を図るなど、計画の実現に向けた推進体制を構築していく必要があります。

本市と、産・学・民それぞれの役割は以下のとおりです。

〇「産」との連携

- ・せんなん里海公園等においては、ポテンシャルを活用し、市域の観光・レジャー機能の充実 をめざし、レクリエーションなどにおける観光連携を図ります。
- ・多様な主体との連携のもと、里山を活かしたグリーンカーボンの推進、里海を活かしたブルーカーボンの推進を図ります。

〇「学」との連携

- ・立地適正化計画のパイロット事業として取り組んできた和歌山大学、大阪公立大学、京都産業大学、関西大学等の受け入れを拡大し、学術機関等が阪南市を舞台に様々な活動を展開することで、まちの活性化に繋げます。
- ・和歌山大学との地域連携協定のもと、観光連携、まちづくり連携などに取り組みます。
- ・大阪公立大学、漁業組合との産学官連携協定のもと、新事業創出や地域の産業振興に取り組 みます。

〇「民」との連携

- ・市民公益活動団体の専門性及び柔軟性などを活かした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市民公益活動団体と市が協働で行うことで、地域課題の解決、改善に向けて取り組みます(市民提案、協働型事業)
- ・市が市民に対し、生涯学習や社会教育を通じた多世代交流の促進、公共交通に関する勉強会 等を通じて、まちづくりに係る人材育成に努めます。
- ・まちを管理運営し、地域を育てる、地域活性化などのエリアマネジメント活動について、市 民とともに検討し、取り組みます。

〇「庁内」の連携

- ・阪南市立地適正化計画における居住促進区域及び一般居住区域について、防災施策担当部局 と連携し、ハード面のみならずソフト面からも居住地の防災を推進します。
- ・阪南市公共交通基本計画における公共交通ネットワークについて、道路部局が所管する自転車交通、観光部局が所管する観光施策等と連携し、交通施策に取り組みます。
- ・都市計画基礎調査を基に都市計画に必要な庁内で各課が実施している各種調査データ等を連携させ、本市の土地利用の現状をあらためて分析し、今後の都市計画、まちづくりの在り方について検討します。

2. 計画の進行管理

本計画は、中長期的な視点に立ったまちづくりに関する基本的な方針を定めたものですが、計画に掲げた施策等の進捗状況を管理・評価しながら、社会経済情勢の変化や法改正、市民ニーズの変化等にも応じた見直しを検討していく必要があることから、以下に示す Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) に基づいた PDCA サイクルを適用することで、適切な計画の進行管理を行います。

■ PDCA サイクルの適用

Plan (計画)

・阪南市都市計画マスタープラン の策定及び改定

Do (実行)

・阪南市都市計画マスタープラン に基づく施策等の実施

Action(改善)

- ・社会経済情勢の変化、法改正等への対応
- ・阪南市都市計画マスタープランの見直し

Check (評価)

・阪南市都市計画マスタープラン の達成状況の把握 ■ 参考資料(土地利用、都市施設、市街地開発、都市防災、環境保全・活用の合成図)

